

(案)

**第3期古賀市地域福祉計画
第6次古賀市地域福祉活動計画**

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

『すべての人が地域で支え合い健やかに暮らせるまち』をめざして

令和6(2024)年3月

古賀市

社会福祉法人 古賀市社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	8
4. 計画の策定体制と方法	9
5. 計画の基本理念	9
第2章 古賀市の現状について	10
1. 各種統計における現状	11
2. 各種会議における現状	18
3. アンケート調査における現状	23
4. 前期計画の評価	32
第3章 計画の基本的な考え方	35
1. 計画の基本理念	36
2. 計画の基本目標	37
3. 計画の体系	38
第4章 具体的な取組について 【地域福祉活動計画・再犯防止推進計画・重層的支援体制整備事業】	39
1. 基本目標Ⅰ	40
2. 基本目標Ⅱ	43
3. 基本目標Ⅲ	51
4. 重層的支援体制整備事業の取組	60
第5章 成年後見制度利用促進基本計画	64
1. 計画策定の背景と趣旨	65
2. 古賀市の現状について	65
3. 具体的な取組について	66

第6章 いのち支える自殺対策計画	68
1. 計画策定の背景と趣旨	69
2. 古賀市の現状について	70
3. 具体的な取組について	75
第7章 計画の推進について	82
1. 計画の推進体制	83
2. 計画の進行管理	83
資料編	84
1. 古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	85
2. 古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	87
3. 古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会の開催状況	88
4. 用語集	89

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の策定体制と方法
5. 計画の基本理念

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

平成30(2018)年の社会福祉法改正により、地域福祉計画は福祉分野における個別計画の上位計画として位置づけられ、市町村は地域福祉計画に以下の5つの事項を一体的に定め策定するよう努めるものとされました。

令和3(2021)年の社会福祉法改正により、地域福祉計画において以下の事項の⑤は任意事項から必須事項になり、地域住民の複雑化・多様化したニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、一体的に実施する事業として重層的支援体制整備事業が創設されました。

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

	国の動向
平成12年	社会福祉事業法が社会福祉法へ改正
平成27年	生活困窮者自立支援法の施行
平成28年	再犯の防止等の推進に関する法律公布
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定
	「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」設置
平成29年	成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行
	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（社会福祉法の一部改正）公布
	地域福祉計画策定ガイドライン
平成30年	改正社会福祉法の施行
令和元年	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ
令和2年	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の公布
令和3年	改正社会福祉法の施行

(2) 自助・互助・共助・公助の考え方

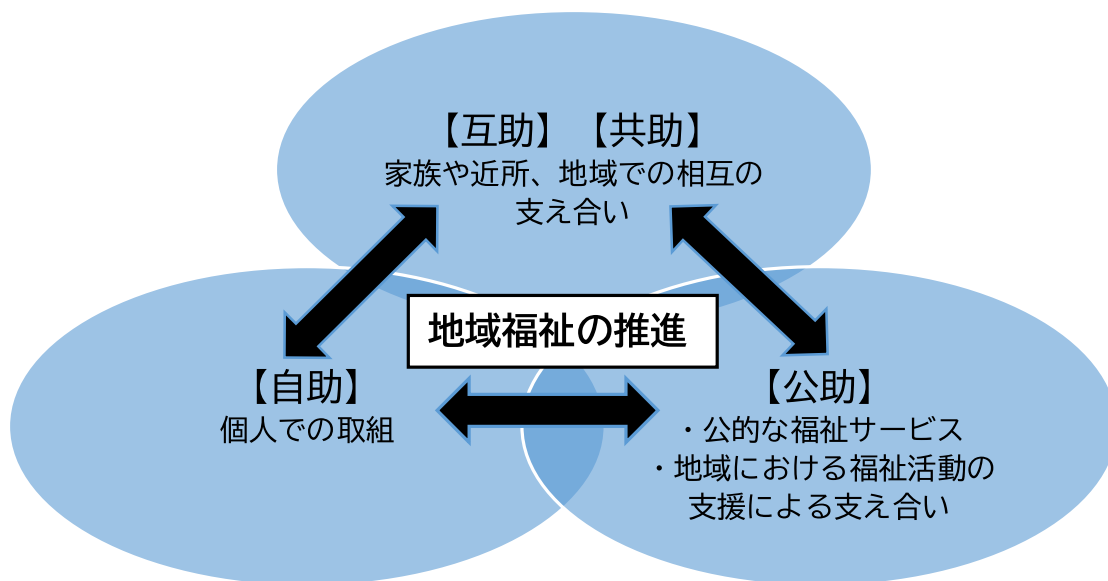
地域社会を取り巻く現状は、年々少子高齢化や核家族化が進行し、価値観や家族のあり方等について多様化が進んでいます。それに伴い、認知症や虐待、孤立死、引きこもりをはじめとした複雑化・多様化した課題が増加しています。

このような状況の下、公的な福祉サービスだけでは複雑化・多様化した課題に対応することが困難になってきています。これらの課題に対して、「自分でできることは自分です（自助）」、「家族や近隣の身近な人間関係の中での支え合い・助け合い（互助）」、「地域におけるさまざまな団体による支え合い・助け合い（共助）」、「行政機関による公的な福祉サービスの提供や地域における福祉活動の支援（公助）」により、制度によるサービスの利用だけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、重層的な支え合い・助け合いの体制を構築していくことが求められています。

【図表1-1 参照】

このように、誰もが住み慣れた地域で支え合い、助け合いながらいきいきと暮らせるよう、地域におけるさまざまな福祉の問題に地域住民や福祉関係者などが協力して取り組むことを「地域福祉」といい、地域福祉の推進が必要とされています。

【図表1-1：地域福祉の推進に向けた自助・互助・共助・公助の関係】

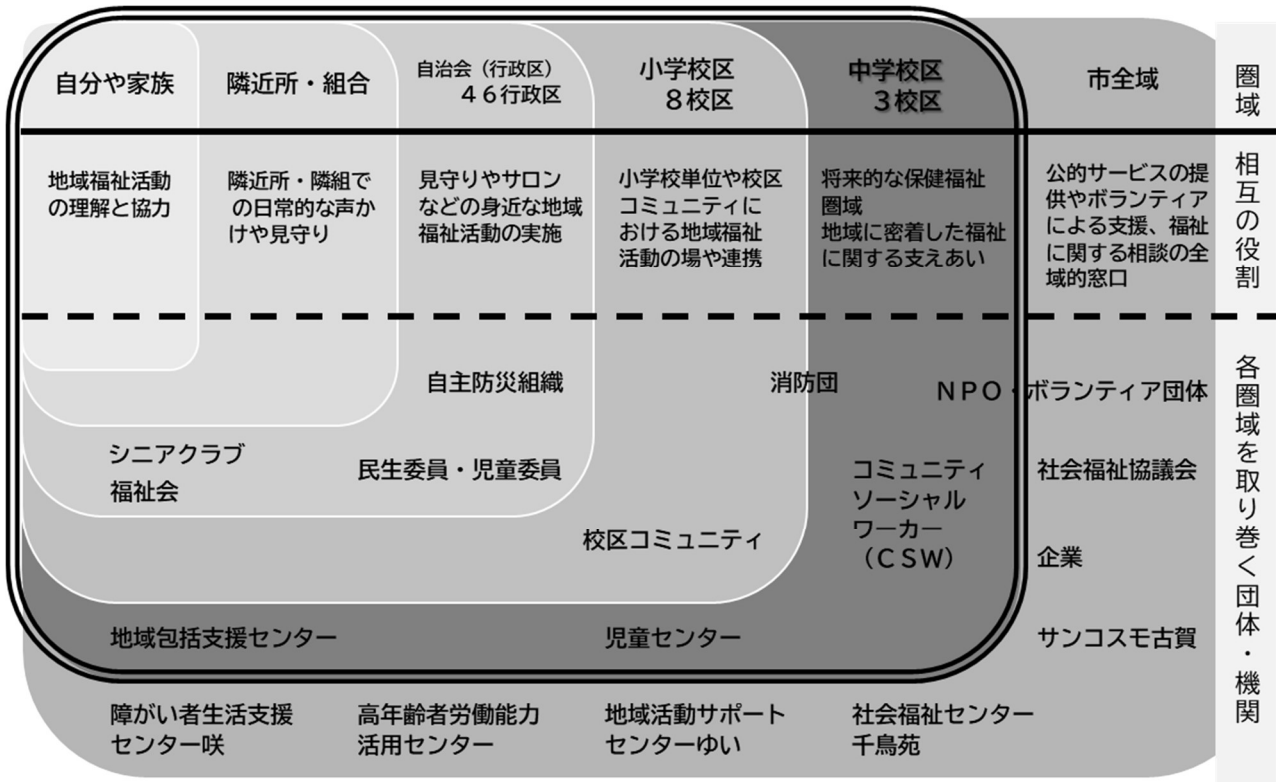


(3) 古賀市の地域福祉推進のための圏域

地域福祉を推進していくためには、本計画の基本理念と、その実現に向けた基本目標の達成のために掲げる取組について、住民一人ひとりのレベルから、隣近所や隣組、自治会、校区の範囲、さらに市内全域まで、それぞれの圏域が担う役割を重層的にすすめていくことが大切です。

なお、本市では、「介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」において、中学校区を単位として3つの「日常生活圏域」を設定しており、本計画でも同様とします。

【図表 1 - 2 : 地域福祉推進のための圏域の考え方】



2. 計画の位置づけ

(1) 古賀市地域福祉計画の背景

古賀市地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得ながら、地域生活課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などに取り組むための総括的な計画です。

本市では、第1期古賀市地域福祉計画を平成20(2008)年に策定しました。その後、平成31(2019)年に第2期古賀市地域福祉計画を古賀市地域福祉活動計画と一体的に策定しました。

(2) 古賀市がめざす地域共生社会の実現に向けた考え方

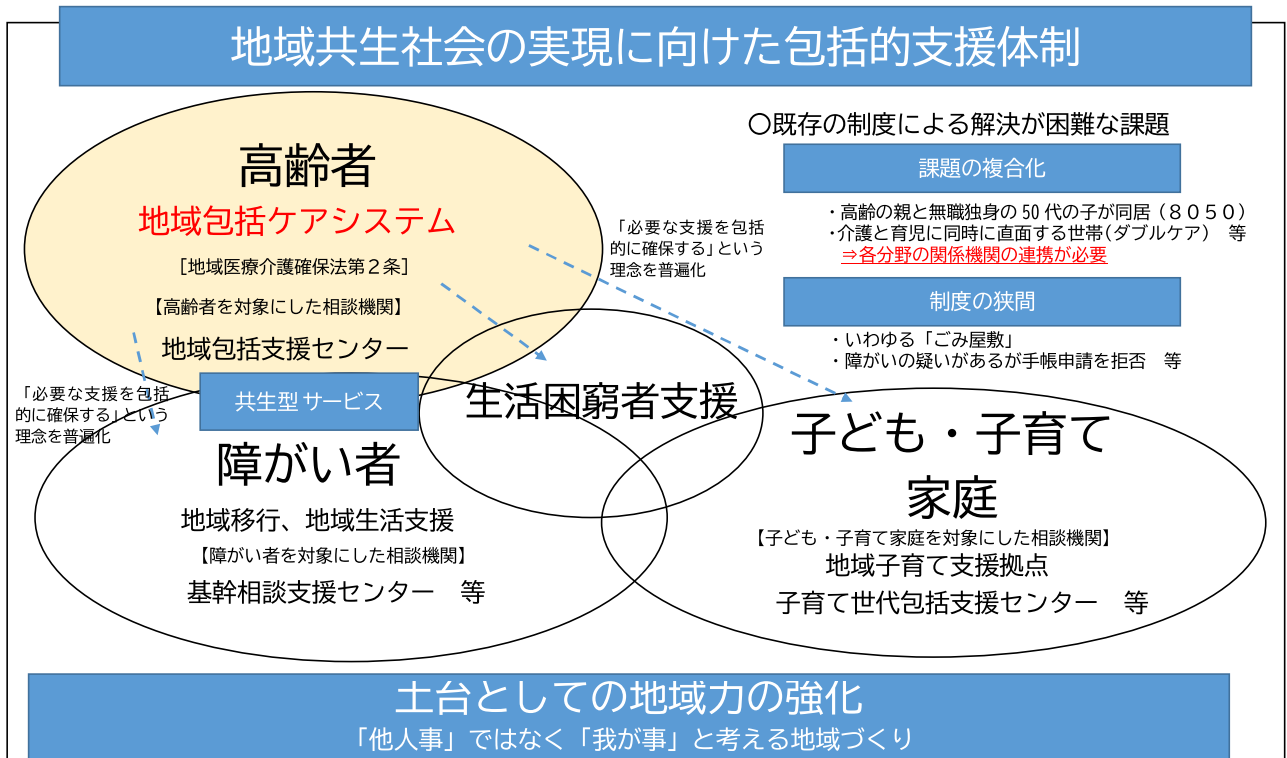
本市では、高齢者施策として、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らし続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってきましたが、今後もこれを推進するとともに、包括的な支援の考え方を全世代・全対象に発展・拡大し、障がい、子育てなど各制度とも連携して、新たな包括支援体制の構築をめざす必要があります。

新たな包括支援体制を構築するためには、ワンストップで分野を問わず相談・支援を行うことや、各分野間の相談機関で連携を密に行うことと併せて、住民を含む多様な主体の参加に基づく「支え合い」を醸成することが必要です。

令和3(2021)年4月施行の改正社会福祉法により、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業は、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、世代や属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施するものです。今後、重層的支援体制整備事業を効果的に実施することができるよう、本計画策定を通じて、地域における関係機関等の中で、地域や地域住民が抱えている課題を踏まえて、事業実施の理念やめざすべき方向性について認識の共有を図ることが重要です。

本市では、地域のことを自ら考え行動し、助け合いを強めていく住民・地域の支援者と、包括的な支援体制に必要なシステムを構築する行政・社会福祉協議会が協働することによって、誰もが支え、支えられるという地域共生社会の実現をめざします。

【図表1-3：地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制】



資料：厚生労働省

(3) 一体的策定

地域福祉実現のプロセスは、下記計画の実現のためのプロセスと通じるものがあり、各分野を横断し一体的に展開した方がより効果的であると考えられる事項が多く含まれることから、本計画から新たに「成年後見制度利用促進基本計画」、「いのち支える自殺対策計画」、「再犯防止推進計画」を包含し策定します。

各計画の根拠法令は下記のとおりです。

【成年後見制度利用促進基本計画】

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく計画です。

【いのち支える自殺対策計画】

自殺対策基本法第13条第2項に基づき、令和元(2019)年に策定した計画です。

【再犯防止推進計画】

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく計画です。

(4) 古賀市地域福祉計画と古賀市地域福祉活動計画との関係

地域福祉計画は社会福祉法第107条に基づく行政計画で、地域福祉を推進する基盤や仕組みを行政の公的責任として明示する計画です。

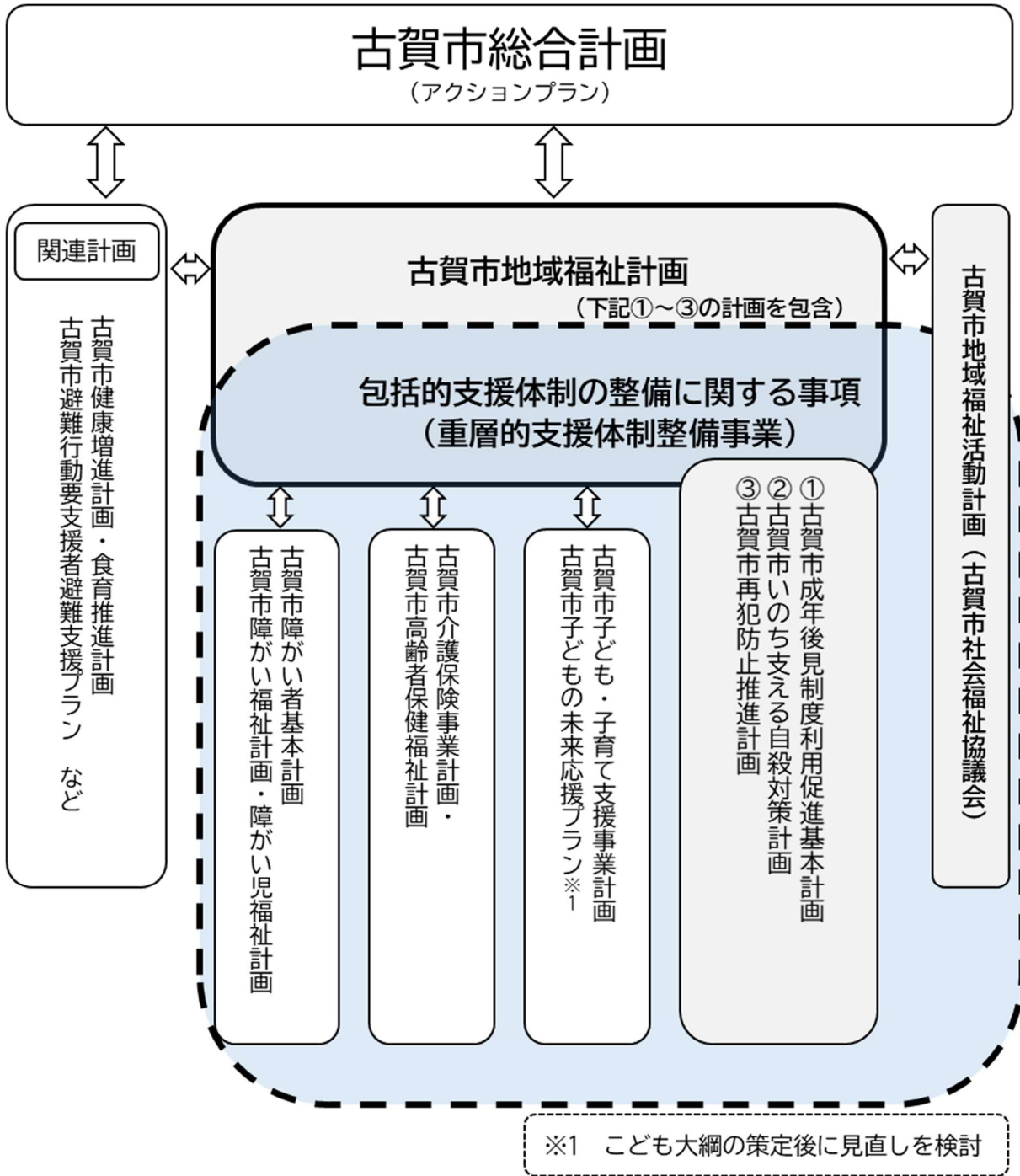
一方、地域福祉活動計画は、市社会福祉協議会が中心となり、地域住民や自治会等の住民組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO等の民間団体による地域福祉の推進をめざす自主的・自発的な行動計画（アクションプラン）であり、地域福祉計画と相互に連携する関係です。

【図表1-4参照】

(5) その他関連計画との関係

古賀市地域福祉計画は、福祉分野における古賀市障がい者基本計画や古賀市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画などの上位計画として位置づけます。また、福岡県地域福祉支援計画を勘案するとともに、関連する古賀市避難行動要支援者避難支援プランや古賀市健康増進計画・食育推進計画などとの整合性を図ります。

【図表1-4：古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画とその他の計画の関連図】



3. 計画の期間

第3期古賀市地域福祉計画と第6次古賀市地域福祉活動計画の計画の期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間です。

【図表1-5：計画期間】

古賀市地域福祉計画、保健福祉部個別計画等の計画期間

計画名		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	
古賀市総合計画（基本構想） 令和4(2022)年～令和13(2031)年		第5次					
アクションプラン							
古賀市地域福祉計画 古賀市成年後見制度利用促進基本計画 古賀市いのち支える自殺対策計画 古賀市再犯防止推進計画 令和6(2024)年～令和10(2028)年		第3期					
個別計画	障がい福祉 古賀市障がい者基本計画 令和3(2021)年～令和8(2026)年	第4期					
	障がい福祉 障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画 令和6(2024)年～令和8(2026)年	第7期・第3期					
	高齢者福祉 古賀市介護保険事業計画・ 高齢者保健福祉計画 令和6(2024)年～令和8(2026)年	第9期・第10次					
	古賀市避難行動要支援者避難支援プラン						
	古賀市子どもの未来応援プラン 平成31(2019)年～令和6(2024)年						
	児童福祉 古賀市子ども・子育て支援事業 計画 令和2(2020)年～令和6(2024)年	第2期					
古賀市地域福祉活動計画 【古賀市社会福祉協議会】 令和6(2024)年～令和10(2028)年		第6次					

4. 計画の策定体制と方法

(1) 古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会

計画の策定にあたり、さまざまな見地からの意見を反映するため、福祉・保健・医療関係者、学識経験者、公募市民等で構成する「古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会」において、本計画の策定に係る審議を行いました。

(2) 各種調査による実態把握

20歳以上の市民2,000人を対象とした「古賀市地域福祉計画アンケート調査」等を行いました。また、「地域支え合いネットワーク意見交換会」等の調査データや住民の意見を活用しました。関係分野については「高齢者実態調査」等の調査データを活用しました。

なお、幅広い意見を聴取するため、パブリック・コメント（市民意見公募手続）を活用し、地域福祉に関する現状と課題の把握を行い、計画への反映に努めました。

5. 計画の基本理念

「すべての人が地域で支え合い健やかに暮らせるまち」

子どもも高齢者も障がいのある人もない人も
誰もが生きがいを持ち 住み慣れた地域で 支え 支えられ
健康で安心して暮らせるまちをめざします

古賀市地域福祉計画では、令和4(2022)年度に策定した第5次古賀市総合計画の基本目標を継承し、基本理念とします。この基本理念は、古賀市における地域福祉推進の基本的な方向性を定めたものであることから、市民、社会福祉協議会、古賀市が一体となって地域福祉を推進します

[古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会]



第2章 古賀市の現状について

1. 各種統計における現状
2. 各種会議における現状
3. アンケート調査における現状
4. 前期計画の評価

第2章 古賀市の現状について

1. 各種統計における現状

(1) 人口構成について

人口総数、年少人口（～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）は、この5年間で減少が続いている中、本市の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は増加傾向にあります。令和5（2023）年には28.1%となり福岡県高齢化率を上回っています。

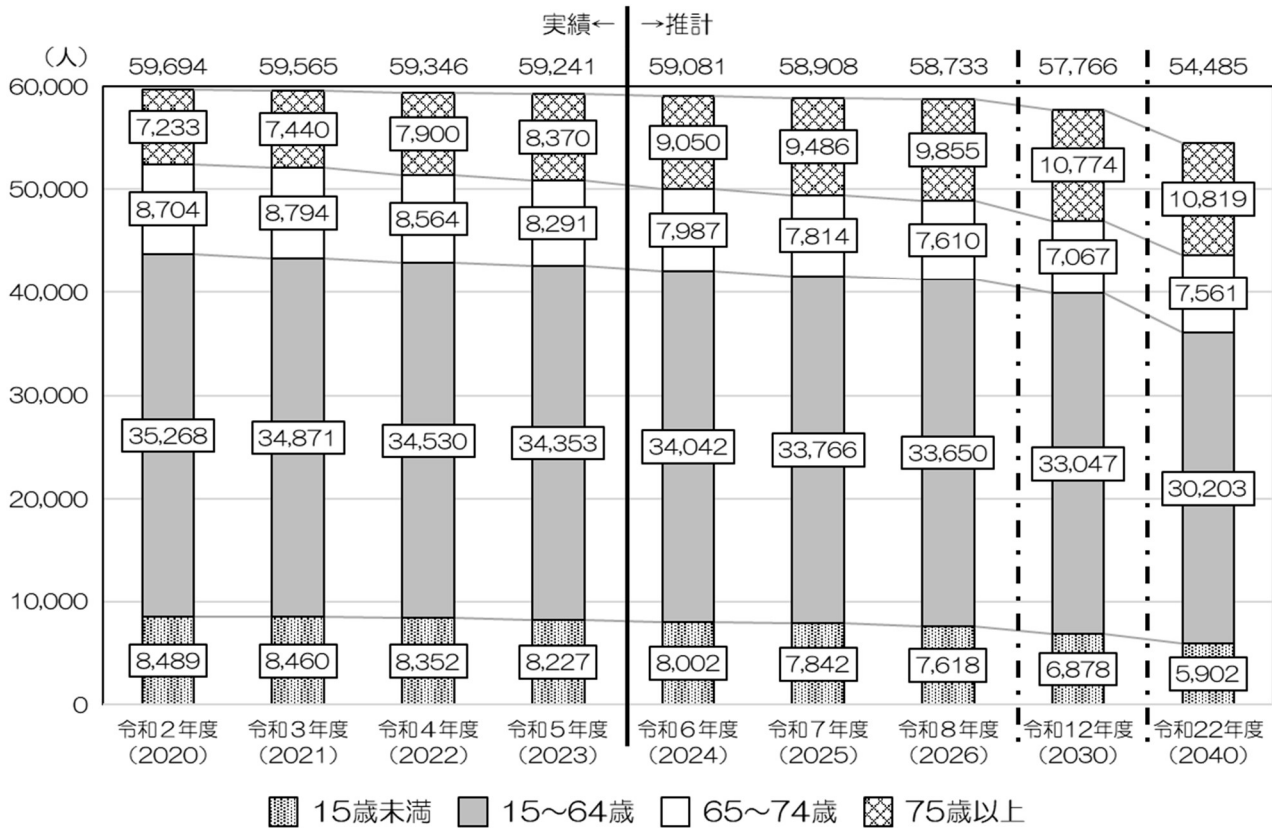
【図表2-1：古賀市の人口推移、全国及び福岡県の高齢化率】（各年9月末現在）

（単位：人）

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
人口総数	59,151	59,694	59,565	59,346	59,241
年少人口（～14歳）	8,464	8,489	8,460	8,352	8,227
年少人口割合	14.3%	14.2%	14.2%	14.1%	13.9%
生産年齢人口（15歳～64歳）	35,460	35,268	34,871	34,530	34,353
生産年齢人口割合	59.9%	59.1%	58.5%	58.2%	58.0%
高齢者人口（65歳～）	15,227	15,937	16,234	16,464	16,661
高齢化率	25.7%	26.7%	27.3%	27.7%	28.1%
【参考】全国高齢化率（9月末現在）	28.4%	28.6%	28.9%	29.0%	29.1%
【参考】福岡県高齢化率（9月末現在）	27.9%	27.5%	27.8%	27.9%	28.0%

（資料）住民基本台帳、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画2024～2026年度

【図表2-2：古賀市の年齢区分別将来推計人口】

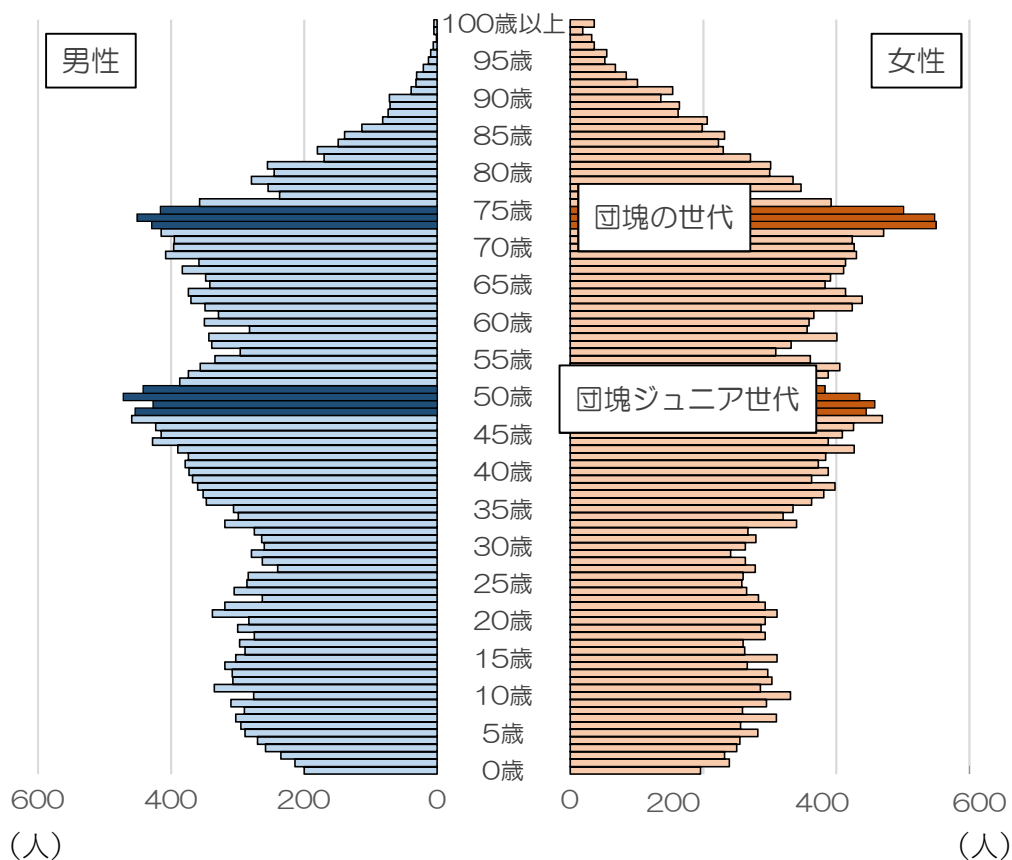


※人口実績値は住民基本台帳（各年9月末現在）より引用

※人口推計値はコーホート要因法により推計

【図表2-3：古賀市の人口ピラミッド】

令和5(2023)年3月末現在



(資料) 住民基本台帳

(2) 世帯構成の推移

世帯構成は、核家族化 (B、D、E) が増加しており、ひとり親世帯数が増加しています。

また、65歳以上の高齢者のいる世帯は令和4(2022)年3月末現在で11,426世帯となっており、高齢者人口の増加に伴って増加しています。特に「一人暮らし高齢者世帯」や「高齢者夫婦世帯」等高齢者のみ世帯の割合が高くなっています。

【図表 2 - 4 : 世帯構成の推移】

(単位：世帯)

		平成 22 年度 (2010)	平成 27 年度 (2015)	令和 2 年度 (2020)
親族世帯総数 ※1 (A) A=B+C+D+E+F		16,221	16,318	16,681
親族世帯内訳	核			
	夫婦のみ (B)	4,438	4,961	5,482
	夫婦と子ども (C)	7,579	7,248	7,140
	男親と子ども (D)	299	295	328
	女親と子ども (E)	1,955	2,006	2,211
その他の親族世帯 (F)		1,950	1,808	1,520
非親族世帯 ※2 (G)		189	184	221
単独世帯 (H)		5,075	5,785	6,651
一般世帯総数 (I) I=A+G+H		21,485	22,289※3	23,564※3

(資料) 国勢調査

※1 2人以上の世帯のうち、世帯主と親族関係にある人のみで構成される世帯

※2 2人以上の世帯のうち、世帯主と親族関係にない人を含んで構成される世帯

※3 世帯の家族類型「不詳」を含む

【図表 2 - 5 : 高齢者世帯構成の推移】 (各年度3月末現在)

(単位：世帯)

		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
全世帯数		26,085	26,329	26,410	26,585
高齢者のいる世帯 (合計)		10,921	11,166	11,323	11,426
高齢者のいる世帯の内訳	高齢者のみの世帯	7,610	7,882	8,092	8,280
	一人暮らし高齢者世帯	3,764	3,921	4,047	4,169
	高齢者夫婦世帯 ※1	3,675	3,788	3,874	3,954
	その他高齢者同居世帯 ※2	171	173	171	157
	高齢者のいる一般世帯	3,311	3,284	3,231	3,146

(資料) 住民基本台帳、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画 2024~2026 年度

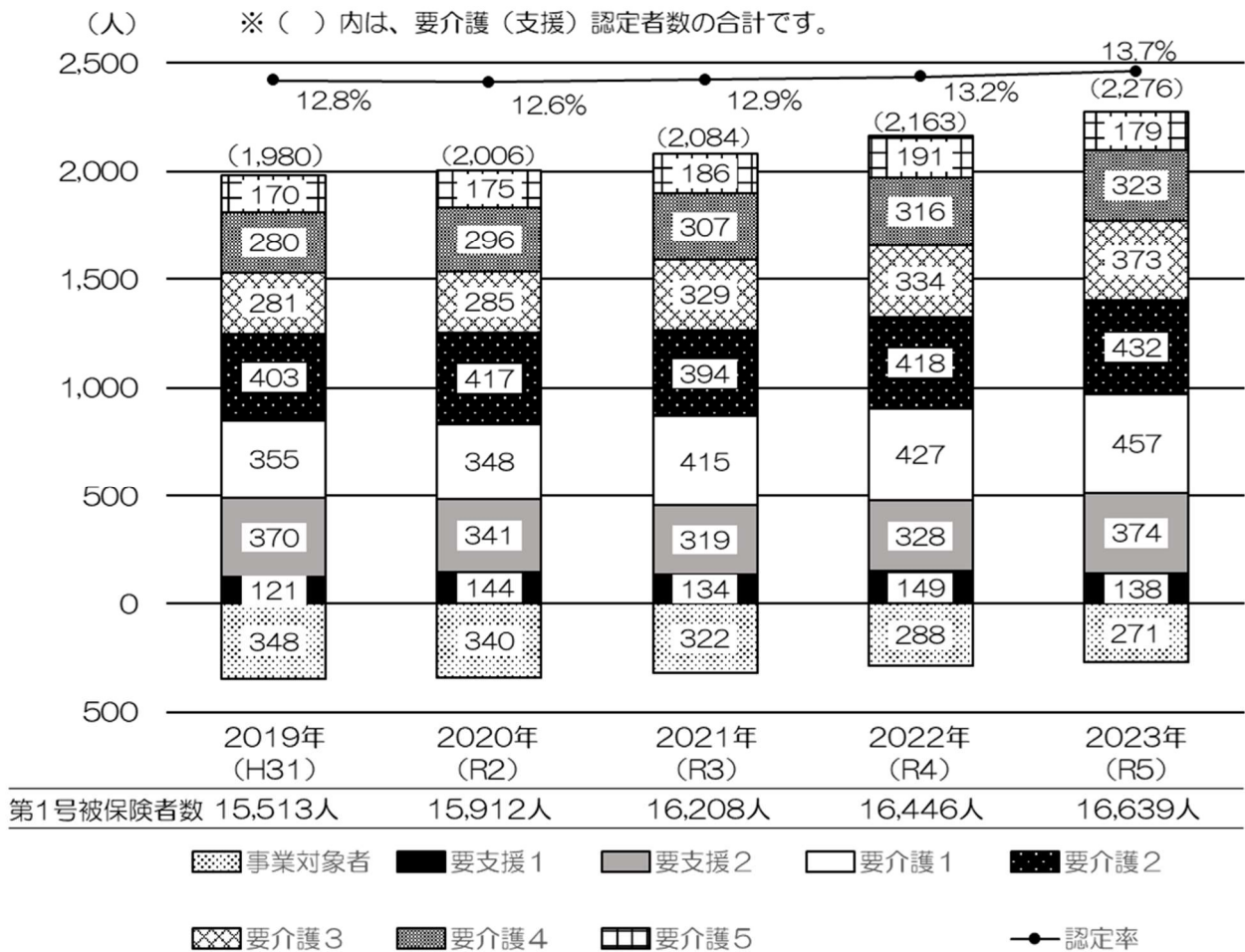
※1 「高齢者夫婦世帯」とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦一組の世帯

※2 「その他高齢者同居世帯」とは、親子や兄弟・姉妹等の世帯

(3) 要介護（要支援）認定者数について

要介護（支援）認定者・認定率ともに年々増加しているのは、近年の新型コロナウイルス感染症の影響から、外出の自粛や集団での活動を控えたために、身体機能の低下が認められる高齢者が増加したと考えられます。

【図表2-6：要介護（支援）認定者数・認定率及び事業対象者数の推移】



※古賀市における各年9月末の認定状況を基に、独自で数値を算出しています。

(資料) 介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画 2024～2026 年度

(4) 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳の所持者数は、年々増加傾向にあります。特に、精神障がい者保健福祉手帳の取得者の割合が増加しています。

【図表2-7：障がい者手帳取得状況】（各年度3月末現在）（単位：件）

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
身体障がい者手帳	2,037	2,087	2,175	1,964	1,943
療育手帳	485	516	476	515	533
精神障がい者保健福祉手帳	538	615	578	630	631
計	3,060	3,218	3,029	3,109	3,107

(資料) 福祉課

(5) 生活保護率の推移

生活保護率は、年々減少傾向にあり、令和4(2022)年には1.14%となっています。

【図表2-8：生活保護受給世帯数】（※年度平均値）

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
世帯数(世帯)	495	491	493	496	484
人員(人)	694	683	689	688	668
保護率(%)	1.19	1.16	1.17	1.17	1.14

(資料) 福祉課

(6) 児童扶養手当受給世帯の推移

児童扶養手当受給者世帯数は、全体として減少傾向にあります。

【図表2-9：児童扶養手当受給世帯数】（各年度5月1日現在）（単位：世帯）

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
受給世帯数	555	541	545	533	515

(資料) 子育て支援課

(7) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移

検挙者数のうち、再犯者数は約半数を占めています。

【図表2-10：刑法犯検挙者数・再犯者数及び再犯者率（粕屋警察署管内）】

（各年度3月末現在）

	平成29年度 (2017)	令和30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
刑法犯検挙者数(人)	378	406	385	384	474
再犯者数(人)	189	204	168	176	210
再犯者率(%)	50.0	50.2	43.6	45.8	44.3

（資料）警察庁 犯罪統計

(8) 犯行時の職業別刑法犯検挙者数の推移

検挙者数のうち、犯行時無職者数は約半数を占めています。

【図表2-11：犯行時の職業別刑法犯検挙者数（粕屋警察署管内）】

（各年度3月末現在）（単位：人）

	平成29年度 (2017)	令和30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
刑法犯検挙者数	378	406	385	384	474
犯行時有職者数	203	215	219	229	255
犯行時無職者数	175	191	166	155	219

（資料）警察庁 犯罪統計

2. 各種会議における現状

(1) 井戸ばた座談会から見えた地域課題

井戸ばた座談会とは、地域住民や団体を対象として地域で暮らしていく上での課題を市民、社会福祉協議会、古賀市で共有し、解決方法を考えていく座談会のことです。

1) 小学校区単位

①令和元(2019)年度

古賀市と社会福祉協議会の共催で5月～7月にかけて小学校区単位での井戸ばた座談会を実施し、情報の共有・認識の共通化を図りました。

各地域の自治会長をはじめ、民生委員・児童委員、福祉員、シニアクラブ、地域包括支援センターなど、さまざまな地域団体から参加を得て、意見交換を行いました。

開催日	小学校区	参加者数
5月27日(月)	青柳	37人
6月10日(月)	舞の里	30人
6月12日(水)	小野	47人
6月15日(土)	花見	35人
6月19日(水)	千鳥	72人
6月24日(月)	花鶴	54人
6月28日(金)	古賀西	50人
7月2日(火)	古賀東	40人
計		365人

令和元年度 (2019)	【テーマ】 「ご近所に高齢で認知症のご夫婦が暮らしていらっしゃいます。このご夫婦が、地域で安心して生活していくためには、何が必要だと思いますか？」
	(地域の現状・地域にある資源) <ul style="list-style-type: none"> ・隣同士が遠い。 ・認知症の方は、見た目だけではわからない。 ・周囲の方に迷惑をかけたくないという気持ちがある。 ・見守り活動をしており、気になる方は情報共有している。 (地域でできること・地域にあったらいいな) <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人を地域で見守ることができる仕組みを作っていく必要がある。 ・認知症の方とのかかわり方について地域で学んでいく。 ・おしゃべりできる場所があったらいいな。 ・日頃からの関係を構築していくことが大切。

出された意見の中で、「隣同士が遠い」「私たちの校区には〇〇がある（ない）」といった校区によって異なる意見がある一方で、認知症の人がいても地域で見守ることができるような仕組み・連携を作っていく必要性を感じているとの意見はどの校区でも共通して挙がっており、地域の状況や課題について参加者の中で共通した認識を持つことができました。

②令和2(2020)年度～令和4(2022)年度

令和2(2020)年度以降に関しては、新型コロナウイルス対応等の為、多様な団体を巻き込んだ小学校区ごとの井戸ばた座談会の実施はしていません。しかし、各小学校単位で毎年4回ずつ民生委員・児童委員や福社会長と井戸ばた座談会を実施しました。コロナ禍での地域活動の現状について把握し、地域活動における担い手不足の課題、コロナ禍での活動について意見交換を行いました。

令和2年度 (2020)	<p>(テーマ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍での地域のつどいの場について ・コロナ禍での見守り活動について <p>(出た意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館に集まることができない代わりに、見守り活動を徹底している。 ・感染対策を取りながら、公民館活動を再開する。 ・コロナ禍の活動自粛で、外出していないという声が多くある。
令和3年度 (2021)	<p>(テーマ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これからの福祉社会活動について（サロン活動、見守り活動） ・各行政区の年間計画の報告を通じた情報共有 <p>(出た意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染対策を取りながら集いの場を再開したが、コロナ禍前ほど参加者がいない。 ・コロナ禍でもできる活動を考えていく必要がある。 ・見守り活動を行う担い手も高齢化している。
令和4年度 (2022)	<p>(テーマ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度における福祉社会活動について ～「これからの福祉社会が目指すこと」～ ・地域支え合いネットワーク意見交換会について <p>(出た意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館活動が再開してきて、活動も活発になってきた。 ・コロナ禍のため、公民館に集まって話をする機会が少なくなっている。 ・地域活動の担い手不足の課題を考えていく必要がある。

2) 自治会単位

「災害」「防災」というテーマで井戸ばた座談会を開催しました。毎年継続して開催することで、「災害」「防災」「地域の支え合い」について、区役員だけでなく、自主防災組織役員、隣組長と共に平時からのつながりの必要性について考えるきっかけづくりができました。

令和元年度 (2019)	テーマ 「災害の視点から考えるご近所力！！～マップづくりを通して～」
	(出た意見) ・作成したマップを振り返り、災害に備える組織作りに取り組んでいきたい。 ・行政区内、隣組内で共通の意識を持つことが必要であると感じた。 ・まずは、地域内にどのような支援を必要としている人がいるのかを知る必要がある。
令和2年度 (2020)	テーマ 「地域活動の視点から地域のご近所を考える」
	(出た意見) ・「災害」「防災」を地域問題として捉えることで、地域住民と一緒に考えていく必要がある。 ・日頃からの関係性が必要であると感じた。
令和3年度 (2021)	テーマ 「日頃からのご近所でのつながり～コロナ禍での見守り活動～」
	(出た意見) ・日頃からの関係づくりが必要だと思う。 ・地域の中で災害が起きた際にどのように取り組むかは決めているが、いざというときに支援できるかわからない。 ・隣近所と災害時の相互援助について話をあらかじめしている。
令和4年度 (2022)	テーマ 「防災について考える～古賀南区での取組について～」
	(出た意見) ・災害が起きる前に地域でつながる必要がある。 ・地域の行事に参加することで、顔見知りの関係をつくる必要がある。 ・昔からの知り合いは知っているが、新しく引っ越してきた人がわからない。

「災害」「防災」について考える際には、まずは「平時からの顔の見える関係づくり」が大切なポイントであることを再確認しました。

また、自治会単位での井戸ばた座談会は、福社会活動等に出向いた際に開催し、活動から派生した地域課題、活動上での悩み等について意見交換を行いました。コロナ禍で地域活動が停滞し、顔の見える地域活動ができない中で、それぞれの地域が抱える課題について話し合いをして、「顔の見える関係づくり」の必要性を再確認することができました。

(2) 地域支え合いネットワーク会議（全体会議、課題別会議）から見えた地域課題

令和3(2021)年度から地域包括ケアシステムの基盤づくりを推進するためのネットワーク構築を目的に小学校区ごとに地域支え合いネットワーク全体会議（1回/年）を実施しています。

令和3(2021)年度は、高齢者実態調査から見えてきた高齢者課題（介護予防課題、生活支援課題）について意見交換を行い、令和4(2022)年度は、前年度の課題別会議時に出た意見を踏まえ、それぞれの校区でグループワーク形式の意見交換を行いました。

地域支え合いネットワーク全体会議

小学校区	参加者数		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	計
青柳	19人	20人	39人
小野	12人	26人	38人
古賀東	23人	24人	47人
古賀西	16人	21人	37人
花鶴	25人	19人	44人
千鳥	28人	32人	60人
花見	16人	20人	36人
舞の里	11人	22人	33人
計	150人	184人	334人

	参加者から出た意見
地域活動 に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・一人では活動できないが、多くの人に関わってくれれば活動することができる。 ・民生委員、福祉員で見守り活動を行っているが、どこまで対象にするか難しい。 ・地域活動の担い手がない。担い手が高齢化している。後継者がいない。 ・地域活動の参加者が少ない。 ・活動する場所がない。 ・コロナ禍で家に閉じこもりがちになっている。 ・隣近所でも顔を知らない人が増えてきた。 ・一人暮らしも少なく、隣近所で支援をしてくれている。 ・隣近所が遠く、見守りが難しい。
地域のつ どいの場 について	<ul style="list-style-type: none"> ・つどいの場の参加者が少ない。 ・男性の参加者が少ない。 ・公民館までの距離が遠く、行くことができない人が増えている。 ・活動者が高齢化しており、次の担い手がない。 ・参加するメンバーが固定化しており、新たな人の参加が少ない。 ・コロナ禍でつどいの場の回数が減った。 ・コロナ禍もあり、他の世代との交流が減ってきている。
その他の 意見	<ul style="list-style-type: none"> ・車が運転できなくなると外出が難しくなる。 ・困ったときの相談先が分からない。 ・高齢者（特に認知症の方）への声掛けの方法が分からない。 ・地域との交流を拒む人への対応がわからない。 ・個人情報関係で高齢者名簿の共有が難しい。 ・日中、地域外に出ている人が多く、あまり交流がない。

これからの地域活動について各校区の地域活動を行う方々に参加していただき、地域課題から「地域の支え合い」で解決できることについての話し合いを行いました。グループワーク後には、出た意見を全体共有し、地域の支え合いや地域でのネットワークづくりについて考えるきっかけとなりました。

これからの地域福祉を推進していくために、市民、社会福祉協議会、古賀市が連携を図りながら、引き続き井戸ばた座談会、地域支え合いネットワーク全体会議を開催し、三者で地域生活課題を共有するとともに、その課題解決に向けた取組を推進していきます。

3. アンケート調査における現状

(1) 調査概要

計画策定の基礎資料として、日常生活・地域福祉について感じていること等を把握するため、20歳以上の市民2,000人を対象とした「古賀市地域福祉計画アンケート調査」等を行いました。

【図表2-12：古賀市地域福祉計画アンケート調査の概要】

アンケート調査期間	令和4（2022）年12月16日～令和5（2023）年1月31日
対 象 者	2,000人（市内20歳以上の方を無作為抽出）
調 査 方 法	無作為抽出された方に紙面にて調査依頼
回 答 方 法	送付した調査票を返送または、調査票に記載している QR コードを読み取りインターネットでの回答
回 答 者	800人（回収率：40%）

(2) アンケート回答者の属性

【図表2-13：小学校区別の年齢別】

（単位：人）

あなたの年代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	無回答	総計
青柳小学校	5	3	3	10	14	13	12	1	61
小野小学校	11	10	7	13	19	19	4		83
古賀東小学校	7	18	20	11	12	24	22		114
古賀西小学校	16	20	25	20	22	23	14		140
花鶴小学校	7	11	17	14	16	19	15		99
千鳥小学校	8	14	8	8	16	17	7	1	79
花見小学校	5	19	14	21	20	24	11	1	115
舞の里小学校	3	11	10	14	22	23	7		90
無回答	6	2	2	2	2	5			19
総計	68	108	106	113	143	167	92	3	800

【図表2-14：家族構成】

	親子のみ	夫婦のみ	単身	その他	無回答
〔回答者：800人〕	43.9%	30.1%	12.6%	11.8%	1.6%

(3) アンケート調査の結果分析について

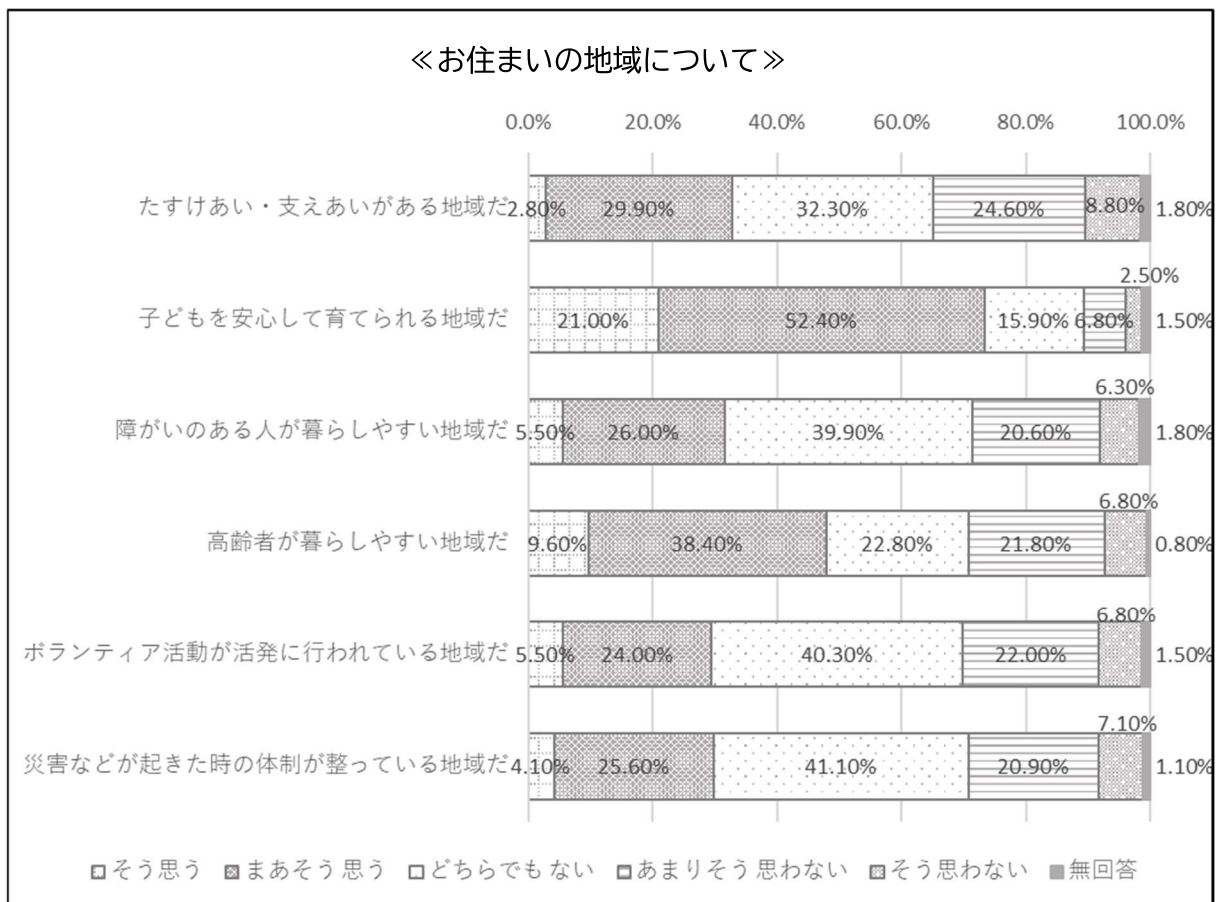
ア) 日常生活・地域福祉について

お住まいの地域についての印象を、さまざまな視点で尋ねたところ、「子どもを安心して育てられる地域だ」という質問に対して、「そう思う」「まあそう思う」と回答した人は73.4%と高い割合となっています。それに対して、同じ回答を選択した割合が「障がいのある人が暮らしやすい地域だ」31.5%、「高齢者が暮らしやすい地域だ」48.0%、「ボランティア活動が活発に行われている地域だ」29.5%、「災害などが起きた時の体制が整っている地域だ」29.7%という回答となりました。

子どもを育てる環境としては一定の評価は得られたものの、その他、障がいのある人や高齢者が暮らしやすい地域か、災害などが起きた時の体制が整っているかの回答は半数以下となっており、このような地域状況を踏まえ、地域の課題を共有し、見守り・声かけができるつながりをつくる必要があります。

(課題) ○お互いに見守り、声をかけ合える地域づくり

【図表2-15】



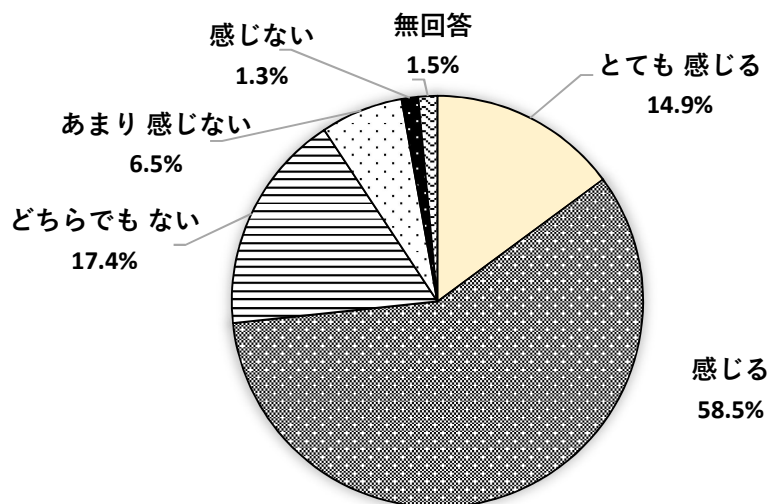
イ) 地域のたすけあい・支えあい

「地域福祉の推進に住民同士のたすけあい・支えあいが必要だと感じますか」という質問に対し、「感じる」と回答した人が73.4%に対し、「たすけあい・支えあいがある地域か」という質問では「そう思う・まあそう思う」が32.7%、「そう思わない・あまりそう思わない」が33.4%となっており、住民の思いと実際の地域に対する捉え方の格差が大きいことから、すべての世代が安心して住み続けることができる地域をめざしたたすけあい・支え合いの仕組みをつくる必要があります。

(課題) ○地域のたすけあい・支えあいの仕組みづくり

【図表2-16】

「地域福祉の推進に住民同士のたすけあい・支えあいが必要だと感じますか」



ウ) 地域の身近なつどいの場と社会参加

「いきいきした地域活動を進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいですか」という質問に対し、「ぜひ参加したい」「参加してもよい」と回答した人は60.5%となっている一方で、「いきいきした地域活動を進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいですか」という質問に対しては、「参加したくない」と回答した人は53.5%と半数を超えています。地域活動の形態を再構築するとともに、“できる人が、できるときに、できることを”行う地域活動の担い手の確保・育成が必要です。

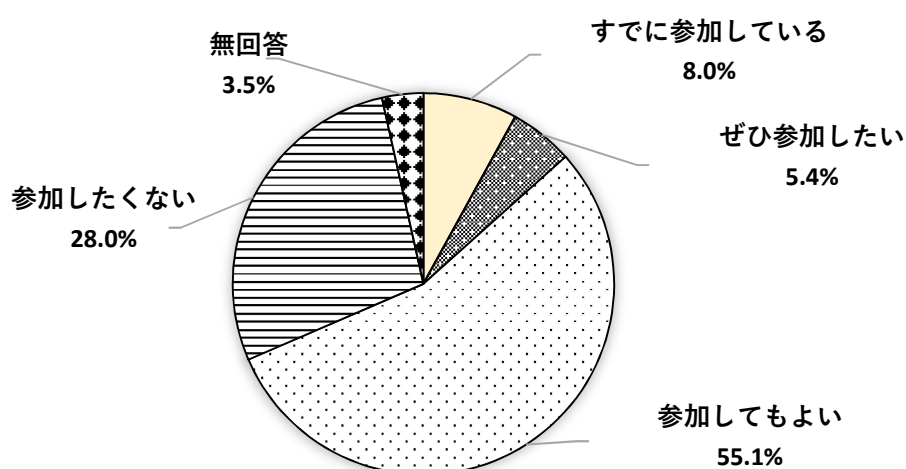
「会・グループ活動等に参加していますか」という質問に対し、「特にない」と回答した人が54.3%と半数を超えています。また、「ボランティアへの参加意向について」という質問に対し、44.1%の人が「参加したい・機会があれば参加したい」と回答しています。

一方で、「わからない」「参加したいとは思わない」と回答した人は50.4%と半数を超えています。「ボランティア活動等に参加しない理由」という質問に対し、「時間があわない、時間的余裕がない」と回答した人が33.1%と最も多く、次いで「どのような活動があるかわからない」が13.3%でした。ボランティア活動を無理なく行うことができるための情報提供や活動の見える化など、身近なつどいの場等への活動へ参加してもらえる環境づくりが必要です。

- (課題) ○地域の担い手の育成
- 地域の身近なつどいの場等への社会参加の促進

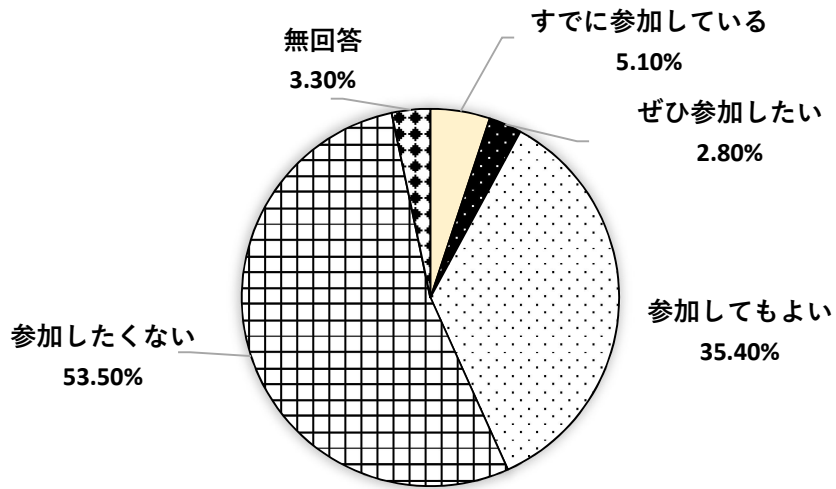
【図表2-17】

「いきいきとした地域活動を進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいですか」



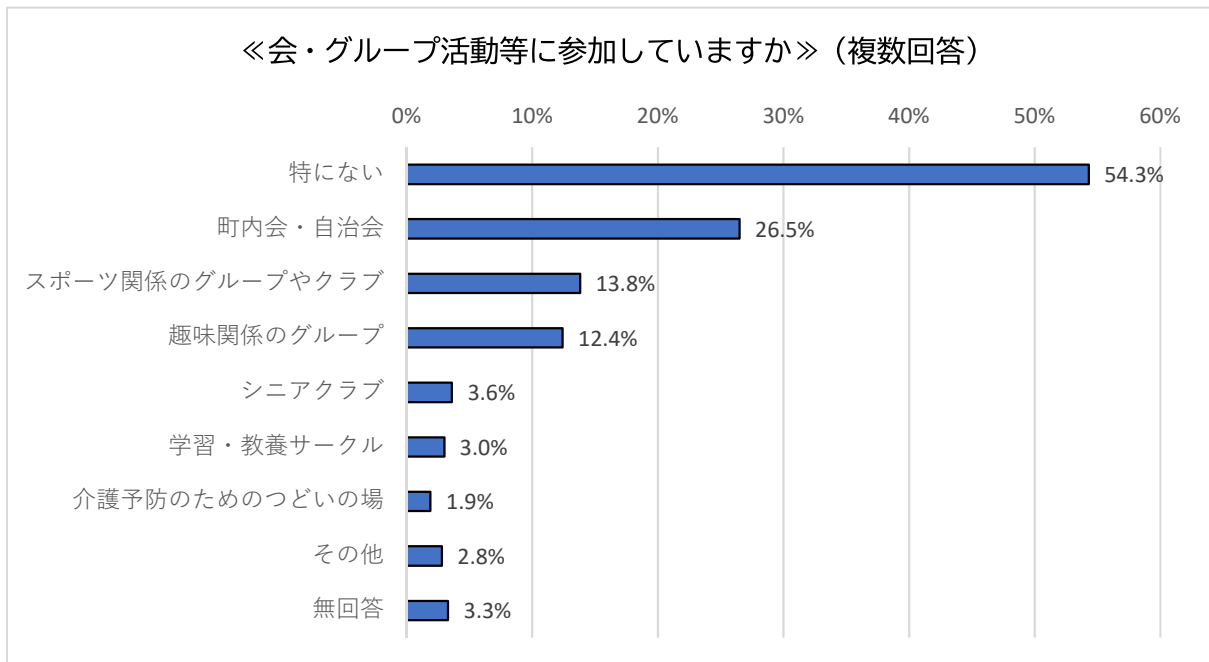
【図表2-18】

「いきいきとした地域活動を進めるとしたら、あなたはその活動に
企画・運営（お世話役）として参加してみたいですか」



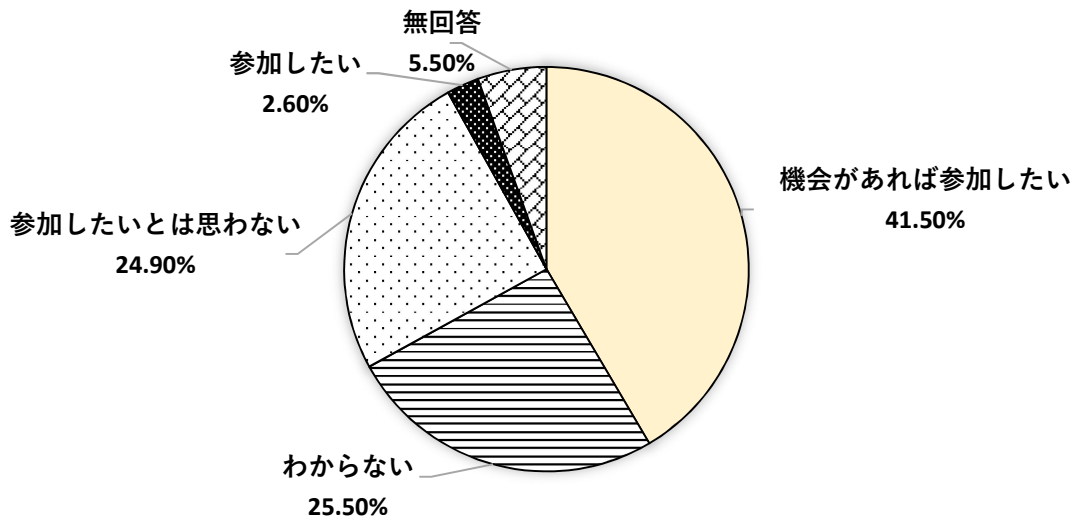
【図表2-19】

「会・グループ活動等に参加していますか」(複数回答)



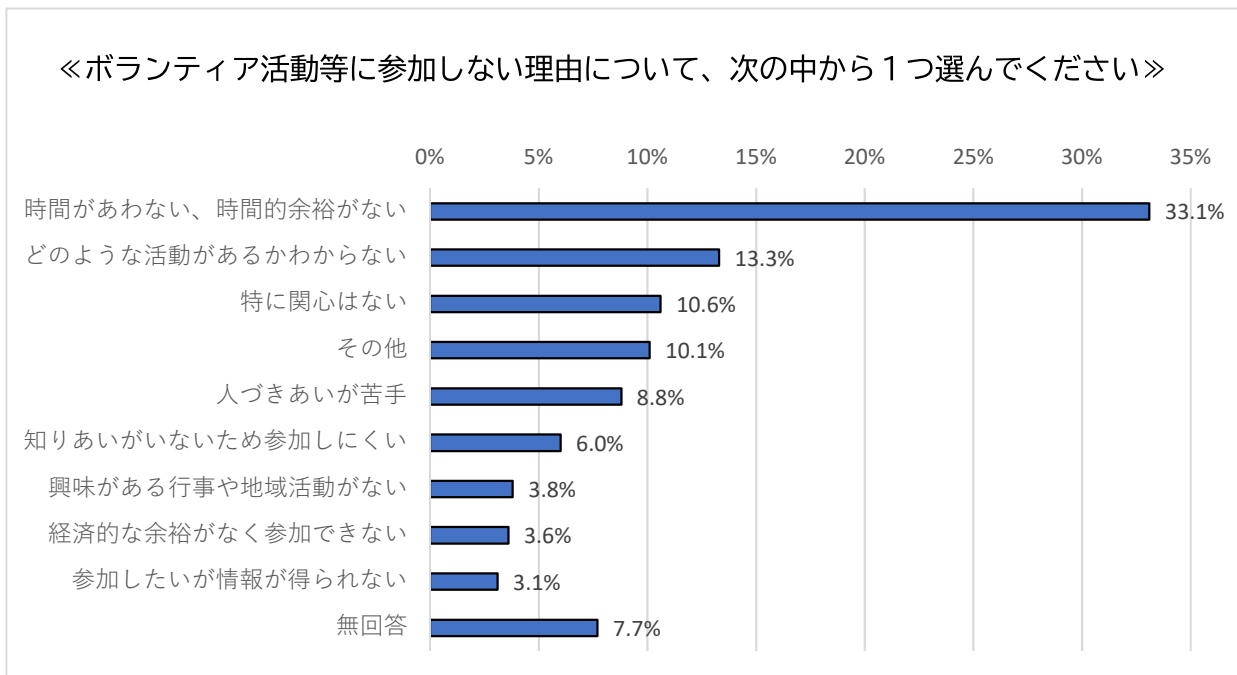
【図表2-20】

「ボランティアへの参加意向について、次の中から選んでください」



【図表2-21】

「ボランティア活動等に参加しない理由について、次の中から1つ選んでください」

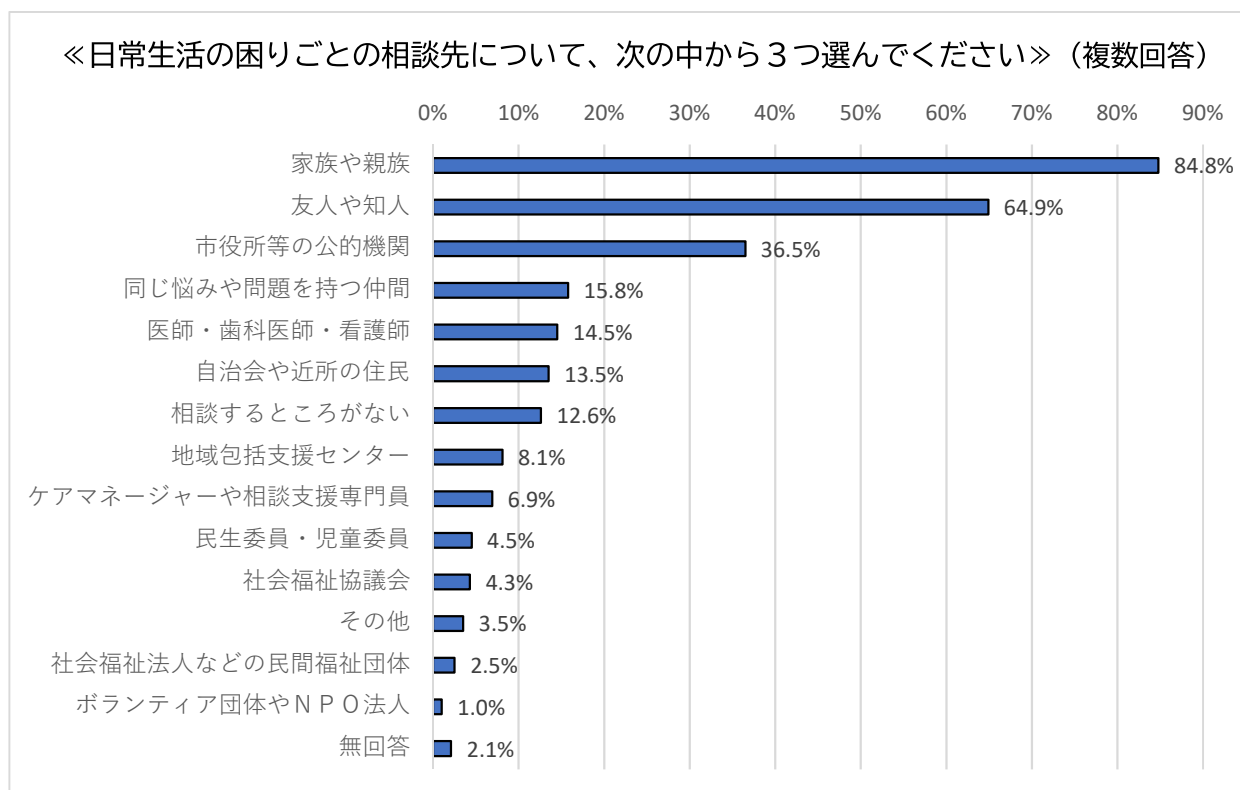


エ) 日常生活の困りごとについて

「日常生活の困りごとの相談先について」の質問に対し、「家族や親族」が84.8%、「友人や知人」が64.9%、次いで「市役所などの公的機関」が36.5%と回答した人の割合が多くなっています。また、地域福祉の中核となる「地域包括支援センター」や「社会福祉協議会」は10%以下に留まり、12.6%の人は「相談するところがない」と回答しています。今後、世帯状況が変化していく中、困りごとを抱える人が早期に相談できる公的機関・窓口の周知を行う必要があります。

(課題) ○地域包括支援センターなど公的機関(窓口)の周知

【図表2-22】



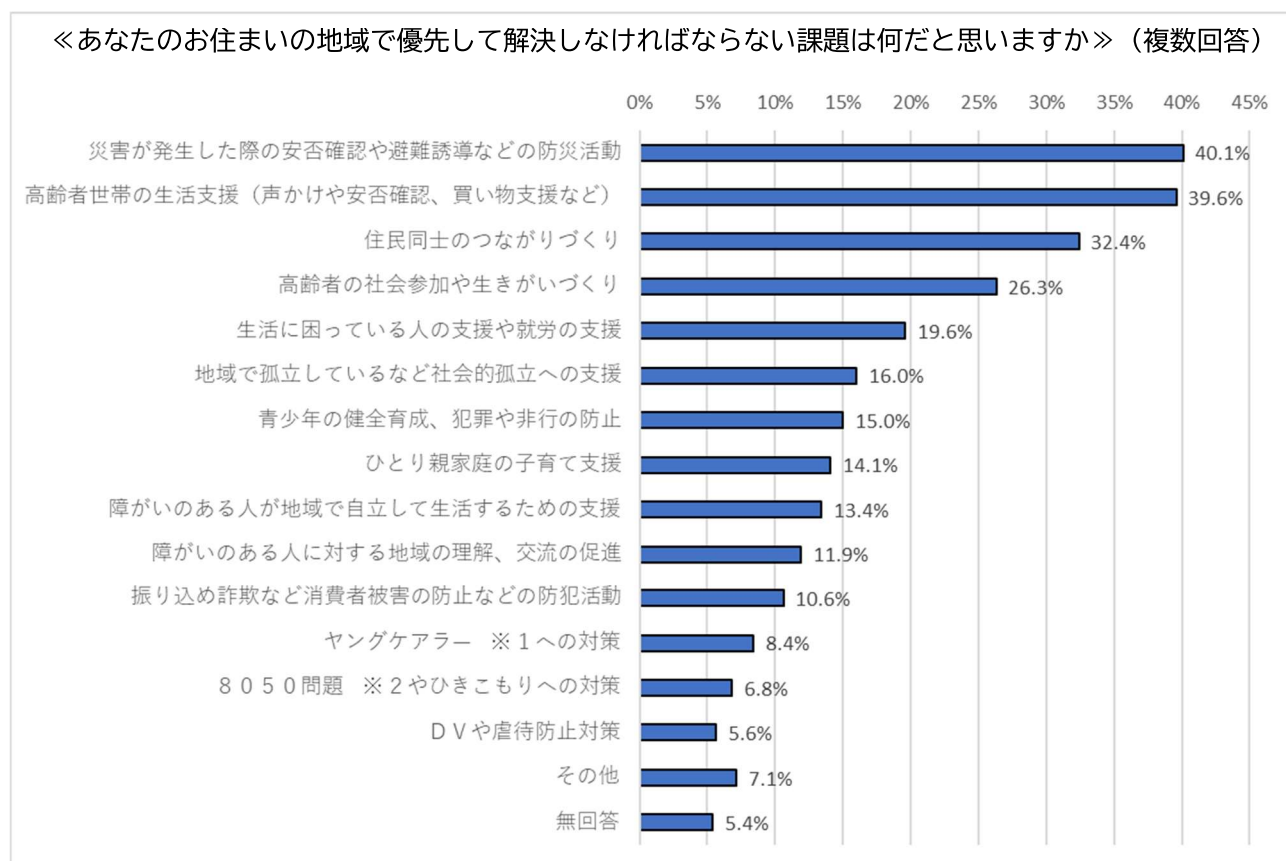
オ) 安全・安心な暮らしづくり

「あなたの地域で優先して解決しなければならない課題は何か」の質問に対し、「災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」との回答が40.1%、「高齢者世帯の生活支援（声かけや安否確認、買い物支援など）」との回答が39.6%と最も多く、地震や豪雨災害などが多発している現代の状況が反映されており、地域での防災活動、高齢者への声かけや安否確認等の支援が必要と感じていることがうかがえます。いずれも日頃からの近所とのつながりが重要であり、すべての人が安心して生活することができる地域の支援体制づくりが必要です。

また、一方で、「災害に対する備えをしていますか」という質問に対し、近年の地震被害や福岡県内での豪雨災害などメディアに取り上げられているにもかかわらず、「特に備えていない、何を備えたらいいのかわからない」と回答した人が51.9%と半数を超えています。住民の不安は増大しつつも、具体的な行動までには至っていない状況であり、災害に対して何を備えたらよいかかわからないなど知識不足によることも考えられることから、積極的な意識啓発・情報発信を行う必要があります。

- (課題) ○地域における支援体制づくり
○災害の備えに対する意識啓発・情報発信

【図表2-23】

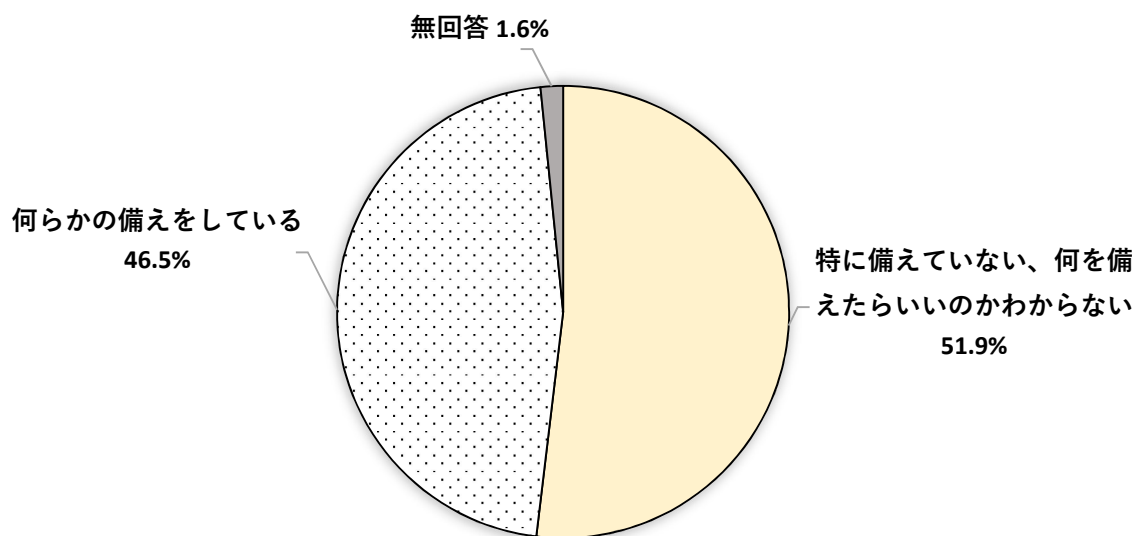


※1 本来大人が担うような家事や家族の世話を日常的に行う18歳未満の子ども

※2 80代の親が50代のひきこもりの子どもと一緒に暮らし、経済面を含め支援している問題

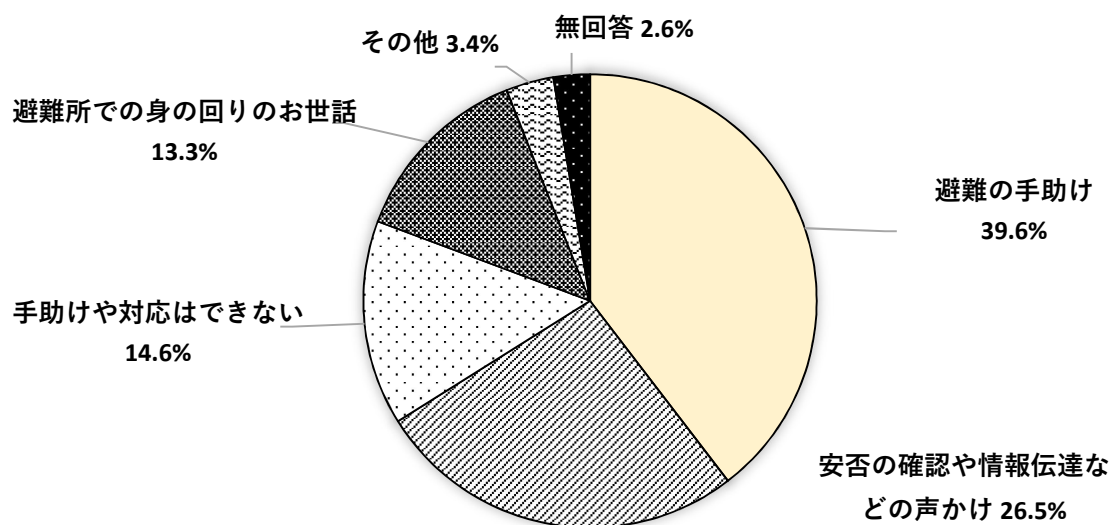
【図表2-24】

「災害に対する備えをしていますか」



【図表2-25】

「高齢や障がい等により災害時等に一人で避難できない方に、あなたはどのような手助けや対応ができますか」



4. 前期計画（第2期地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画）の評価

前期計画（第2期地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画）の施策の実施状況については、次のように評価できます。

5年間の総括や市民アンケート等の結果により、さまざまな課題も明らかになりました。

基本目標 I 啓発 ～意識づくり～

基本方針1 地域福祉意識の向上		
①地域生活課題の共有	成果	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉会を全行政区（病院区を除く）に設置（平成30年度） ・井戸ばた座談会を継続的に開催 ・井戸ばた座談会や各種研修・講座等で明らかになった交通、ごみ出し、買物などの地域生活課題を庁内関係部署及び自治会へ情報提供、解決に向けた協議・検討の実施 ・福祉関係の行政出前講座、認知症サポーター養成講座を継続的に実施 ・各学校、地域での福祉学習を継続的に実施
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉会役員の担い手不足による活動の減少を見直し、新たな担い手を獲得するための仕組みづくりが必要 ・地域生活課題の解決に向けて、行政、事業者、地域が一体的に支援できるつながりづくりが必要
②人権意識の高揚	成果	<ul style="list-style-type: none"> ・いのち輝くまち☆こがの開催を通じた人権意識の向上 ・高齢者の人権を考えるセミナーの開催（認知症映画上映）（令和4年度）
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な権利擁護事業を実施するための人材及び財源の確保が必要

基本目標 II 環境 ～居場所づくり～

基本方針1 拠点施設の活用		
①拠点施設における地域福祉活動の推進	成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルス・ステーション設置箇所数の増加（5か所増、計14か所） ・介護予防、健康づくり、食育活動などを支援するサポーターの活動を推進 ・福祉会サロン活動の充実（令和4年度実績：38行政区延856回）
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍による地域活動の減少及び支援が必要な高齢者の増加 ・介護予防サポーターの活動縮小による担い手の減少 ・コロナ禍によるつどいの場の変容に対する検討が必要

基本方針2 安心・安全な体制づくりの構築			
①権利擁護体制の構築	成果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域権利擁護事業（安心生活サポート、法人後見）の継続的な実施 ・市民後見人養成者数の増加（修了者43人、登録者29人） 	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援を推進するための中核機関の設置 ・持続可能な権利擁護事業を実施するための人材及び財源の確保が必要 ・本人の意思に沿った支援につなぐための支援者不足 	
	②災害に備えた地域づくり	成果	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者避難支援プランの策定（令和3年度） ・自主防災組織等を対象に避難支援に関する出前講座を実施 ・校区コミュニティによる避難支援のワークショップ及び避難訓練の実施 ・福祉避難所運営マニュアル策定（令和2年度）
		課題	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿・個別避難計画の充実 ・避難行動支援をはじめとする防災意識向上のための周知・啓発
	③見守り活動の充実	成果	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所や民生委員・児童委員、福祉員による地域での見守り活動の充実 ・ひとり暮らし高齢者等見守りネットワークによる連携、協定事業所の増加（協定事業所39か所） ・見守りを目的とした安否確認緊急対応コール事業、配食サービス事業の実施 ・地域包括支援センターの増設（基幹型・圏域型3か所）による見守り・相談体制の充実（令和3年度）
		課題	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の担い手不足の解消 ・福祉事業所、企業等さまざまな団体とのネットワークの構築 ・見守り、支援につながる相談窓口の更なる周知
基本方針3 福祉サービスの充実			
①福祉サービスの利用促進	成果	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用促進につながる相談窓口の充実 ・地域包括支援センターの増設（基幹型・圏域型3か所）による見守り・相談体制の充実（令和3年度）【再掲】 ・生活困窮者に対応する相談窓口となる福祉相談係を設置（令和3年度） ・全世代の相談に対応するCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置（令和3年度） 	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの情報を得ることができない人の相談対応・周知 ・全世代型向けの相談窓口機関の周知不足 ・多機関協働事業による連携強化 ・アウトリーチ（寄り添い型支援）の困難性 	

基本方針3 福祉サービスの充実		
②地域における公益的な取組の推進	成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくおかライフレスキュー事業への参加及び現物給付による生活困窮者支援 ・社会福祉法人連絡協議会の設立（令和元年度）
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくおかライフレスキュー事業の周知・啓発 ・コロナ禍による法人連携に関する取組が未実施

基本目標 Ⅲ 連携 ～つながりづくり～

基本方針1 地域住民等による相互の連携		
①連携体制の構築	成果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動サポートセンターゆいを拠点とした介護予防サポーターの育成 ・つながりひろば（市民活動支援センター）や社協ボランティアセンターの連携によるボランティア団体等への支援 ・生活支援体制整備事業 第1層生活支援コーディネーター（SC）の配置 ・第2層生活支援コーディネーター（SC）（各中学校区1名計3名）の配置（令和3年度） ・地域支え合いネットワーク通信による地域資源等の見える化 ・地域支え合いネットワーク課題別会議、全体会議の実施による地域課題の抽出
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サポーター等担い手の固定化・高齢化による活動の減少 ・コロナ禍により地域活動の休止、減少による支援者間の連携縮小
基本方針2 包括的な相談支援体制の構築		
①多機関の協働による支援	成果	<ul style="list-style-type: none"> ・複合的な課題や制度の狭間の課題に対して、関係機関と連携して包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業移行準備事業の取組を開始（令和3年度） ・高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮者、生活保護世帯、青少年支援、CSW など、既存の相談支援を行う関係機関が、世代や属性を超えて一体的な支援を円滑に行うため、支援機関連携会議を月1回開催（令和3年度）
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の理解促進と総合相談窓口の設置に向けた関係部署、機関との協議の必要性 ・市に適した包括的な相談支援体制の構築に向けた検討

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念
2. 計画の基本目標
3. 計画の体系

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本市では、第2期地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画策定後、地域福祉活動の推進やCSWの配置、見守り活動の充実などに取り組んできましたが、ダブルケアや8050問題といった複雑化・多様化した課題を抱える世帯の増加や縦割り制度の狭間に陥ってしまうなど、地域福祉に関する課題やニーズはこれまでにないスピードで進んでいます。こうした課題への対応には、これまでの価値観とは異なる人口減少時代を見据えた地域福祉のあり方を考えていかなければなりません。

そのためには、これまで以上に地域における問題を発見し、すべての市民・団体・事業者・行政などが「我が事」として共有し、その問題解決に向けてさまざまな支援を届け、地域として支え合う仕組みをつくり、それぞれが役割を担い、生きがいをもって自分らしく暮らせるまちづくり、すなわち「地域共生社会の実現」をめざすことが必要です。

この考え方をもとに、令和4(2022)年度に策定した第5次古賀市総合計画の基本目標を継承し、第3期地域福祉計画・第6次地域福祉活動計画の基本理念とします。

「すべての人が地域で支え合い健やかに暮らせるまち」

子どもも高齢者も障がいのある人もない人も
誰もが生きがいを持ち 住み慣れた地域で 支え 支えられ
健康で安心して暮らせるまちをめざします

2. 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして、3つの基本目標と5つの基本方針を設定します。

基本目標は、地域共生社会を実現するために地域福祉計画で共通して取り組むべき事項とめざす概念を分かりやすく表したものであり、相互に関連して地域住民を支える基本的な考え方となります。

基本目標Ⅰ 人材育成 ～市民が輝く地域～

【基本方針】 1. 活動の担い手づくり

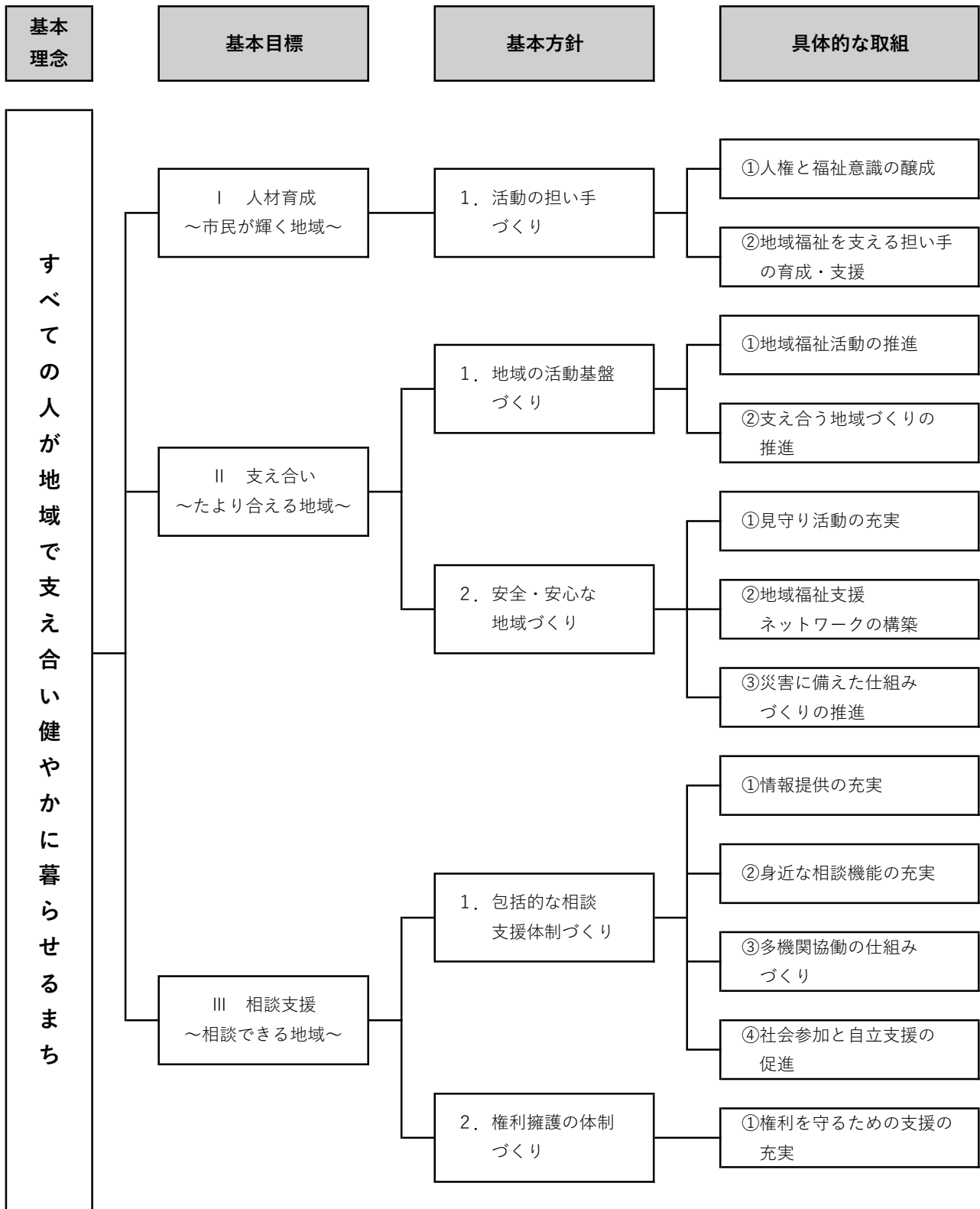
基本目標Ⅱ 支え合い ～たより合える地域～

【基本方針】 1. 地域の活動基盤づくり
2. 安全・安心な地域づくり

基本目標Ⅲ 相談支援 ～相談できる地域～

【基本方針】 1. 包括的な相談支援体制づくり
2. 権利擁護の体制づくり

3. 計画の体系



第4章 具体的な取組について

【地域福祉活動計画】

【再犯防止推進計画】

【重層的支援体制整備事業】

1. 基本目標Ⅰ

2. 基本目標Ⅱ

3. 基本目標Ⅲ

4. 重層的支援体制整備事業の取組

第4章 具体的な取組について

1. **基本目標Ⅰ 人材育成 ～市民が輝く地域～**

基本方針 1. 活動の担い手づくり

(1) 現状と課題

【各種会議における意見】

- 地域福祉の担い手として、民生委員・児童委員や福祉員、ボランティア団体等は、地域で中心的な役割を果たしていますが、高齢化や新たな担い手の確保が課題となっています。

【アンケート調査結果】

- 「地域活動への参加意向」の項目では、参加者としてであれば、68.5%の人が参加に前向きである一方、企画・運営（お世話役）としてであれば、53.5%の人が「参加したくない」と回答しています。地域活動の形態を再構築するとともに、“できる人が、できるときに、できることを”行う地域活動の担い手の確保・育成が必要です。
- 「ボランティア活動への参加意向」の項目では、44.1%の人が参加に前向きであるが、「ボランティア活動等に参加しない理由」については、「時間があわない」「どのような活動があるかわからない」「関心はない」などの回答が半数以上を占めており、ボランティア活動を無理なく行うことができるための情報提供や活動の見える化など、参加してもらえる環境づくりが必要です。

【前期計画の評価】

- 人権意識の啓発に関して、市民意識調査の結果では、約3割の人が人権研修を受けたことがないと回答しており、今後も「いのち輝くまち☆こが」をはじめとしたさまざまな事業の実施を通じて人権意識の啓発を推進する必要があります。
- 福祉意識の醸成を図るには、大人のみならず子どもに対する福祉学習の充実や福祉活動体験の機会の提供等が必要です。

(2) 具体的な取組

①人権と福祉意識の醸成

地域における支え合いは、お互いの人権を尊重することが基本であり、年齢や性別、障がいの有無、国籍にとらわれず、偏見や差別のない地域社会をつくるため、一人ひとりの人権意識を高める人権教育・啓発活動に取り組みます。

また、地域への関心を高め活動への参加を促進するための福祉学習についての取組を進め

ます。各種講座などを開催するにあたり、福祉施策に対する市民、団体などのニーズの整合性を図りつつ、魅力あるプログラムを展開し、福祉意識の醸成を図ります。

【主な取組】

実施主体	取組の内容
市民※	<ul style="list-style-type: none"> ○市の広報紙や社協だより、回覧板、ホームページ、SNS などを活用し、福祉に関する情報を収集します。 ○市や社会福祉協議会等が開催する研修や講座に積極的に参加します。 ○研修や講座に参加して学んだことを身近な人にも伝えます。 ○性別や年齢、障がいの有無、国籍等に関わらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢や障がいについての理解を深めるため、学校や事業所、関係機関と協働して、体験や地域福祉を考えられる福祉学習プログラムを開発し、地域、学校、家庭、事業所・職場等で実施します。 ○市民による権利擁護事業を推進していくために、あんしん生活サポーター養成研修を開催します。 ○ボランティア関係団体と協力し、交流の機会を提供します。
古賀市	<ul style="list-style-type: none"> ○市民のつどい、「いのち輝くまち☆こが」をはじめとしたさまざまな人権研修会や啓発等を行います。 ○男女共同参画やLGBTQ等性の多様性について正しく理解し認識を促すためのさまざまな講演会や啓発等を行います。 ○健康や福祉について体験や学ぶことができる健康福祉まつりや市民ニーズに対応したまちづくり出前講座の開催を継続します。

※古賀市内の個人（市民、市内事業所等に通う人）、及び団体。

以降の【主な取組】の表についても同様とする。

[福祉学習]



[いのち輝くまち☆こが]



②地域福祉を支える担い手の育成・支援

地域福祉の推進にあたっては、その担い手となる人材の確保・育成が欠かせないものとなります。“できる人が、できるときに、できることを”行いながら、それぞれの専門的な知見・立場から活動を展開している福祉人材のさらなる育成を進めます。

地域活動の実践に結び付く講座の充実やボランティア活動を促進するための情報提供とともに、身に着けた知識を実際に地域で生かせる活動支援を進めます。

【主な取組】

実施主体	取組の内容
市民	○自分のできる範囲で、地域活動やボランティア活動に参加します。 ○福祉学習の機会に積極的に参加します。 ○日頃から地域にどんな課題があり、身近でどんな人が困っているのか関心を持ちます。
社会福祉協議会	○実際に働きながらボランティア活動をしている人の紹介など SNS を活用し、さまざまな世代が関心をもてる工夫を凝らした活動の見える化を行います。 ○つながりひろば（市民活動支援センター）と連携し、地域生活課題の解決に向けた活動の推進、生活支援のボランティアの発掘、育成を行います。 ○自分らしく安心して暮らしていける地域をめざし、地域で頼れる市民後見人、市民生活支援員、あんしん生活サポーターを育成し支援します。
古賀市	○地域でのつながりや活動を促進するため、地域のつどいの場に関する情報提供を行います。 ○介護予防、健康づくり、子育て応援、認知症、ゲートキーパーなど各分野における養成講座を実施し、地域福祉の担い手となる市民サポーターを養成します。

[あんしん生活サポーター講座]



[認知症 VR 体験講座]



2. **基本目標Ⅱ 支え合い ～たより合える地域～**

基本方針 1. 地域の活動基盤づくり

(1) 現状と課題

【各種会議における意見】

- 自治会加入率や、子ども会育成会、シニアクラブ等の地域活動の基盤となる団体の組織率が低下してきており、団体を維持していくことが難しくなっています。

【アンケート調査結果】

- 「会、グループ活動等への参加状況」の項目では、町内会・自治会活動へは26.5%の参加がある一方で、54.3%は「特にない」と回答しています。参加したくなるような地域活動になるよう、企画立案に工夫が必要です。
- 「地域福祉の推進に住民同士のたすけあい・支えあい」の項目では、「必要」と回答した人が73.4%に対し、「現在、たすけあい・支えあいがある地域か」の項目では、「そう思う」が32.7%、「そう思わない」が33.4%と回答しており、住民の思いと実際の地域に対する捉え方の格差があります。地域のたすけあい・支えあいの仕組みをつくる必要があります。

【前期計画の評価】

- 住民の力だけでなく、地域に存在する企業や団体、関係機関なども社会資源の一つです。地域共生社会の実現に向けて、住民とともにこれらの組織が一丸となって活動していく環境づくりが必要です。
- コロナ禍においては、新しい生活様式に対応したつどいの場のあり方など、新たな課題も見えてきました。地域の実情に応じ、地域の人が気軽に集まれるつどいの場づくりについて検討する必要があります。

(2) 具体的な取組

①地域福祉活動の推進

本市における地域福祉活動は自治会やシニアクラブ、福祉会等が主体となって盛んに行われていますが、さらなる充実に向けて住民が主体となって行う活動を積極的に支援します。

広報紙等で介護予防や健康づくりに関する情報提供を行いながら住民の関心を高める取組を行い、さまざまなかたちの地域福祉活動を推進します。

また、地域からの孤立を防ぎ、社会参加を促すため、公民館をはじめとした地域の拠点に

において、これまで結びつきがなかった人と人々が世代や属性を超えて交流できる居場所や機会の充実を図ります。

【主な取組】

実施主体	取組の内容
市民	<p>○地域でどのような活動が行われているか関心を持ち、情報を収集します。</p> <p>○地域の行事やイベント、交流の場に参加することで、世代間交流の機会をつくります。</p> <p>○取り組んでいる地域福祉活動についての情報を発信します。</p>
社会福祉協議会	<p>○福祉会を中心として子どもから高齢者まで誰もが参加できるつどいの場の支援や地域のつながりづくりを推進します。</p> <p>○地域の拠点として、公民館だけでなく、自宅から参加しやすい場所（空き家の活用等）でのつどいの場について三者（市民・社会福祉協議会・古賀市）で協議し、推進します。</p> <p>○地域の福祉活動やサロン活動の情報収集を行い、広報紙、社協だよりやホームページ、SNSを活用し、情報提供の充実を図ります。</p>
古賀市	<p>○地域福祉活動の支援につながるよう、各種サポーター養成講座や出前講座等を通し、身近な福祉課題について理解を深める取組を推進します。</p> <p>○介護予防サポーター等の福祉人材と地域をつなげ、住民主体の介護予防・健康づくり活動を支援します。</p>

【住民宅を活用したサロン活動】



【サポーターによる介護予防活動】



②支え合う地域づくりの推進

誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、公的機関のサービスだけでは支援が行き届かないところがあり、地域の互助・共助による支え合い、助け合いの関係づくりが必要です。

“点”で行われている地域活動を“線”で結ぶため、市民同士、市民と地域に存在する企業等の組織団体と意見交換する場を設定し、地域生活課題の解決に向けた取組を推進します。

コミュニティソーシャルワーカー（以下、CSW）や生活支援コーディネーター（以下、SC）の活動をとおして、井戸ばた座談会や地域支え合いネットワーク全体会議等を開催するなどして、市民と一緒に地域福祉活動の充実を図ります。

【主な取組】

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃から住民同士の交流を深め、支え合い活動が行える関係づくりに努めます。 ○地域の中の困りごとを地域の中で解決することができないか、検討します。 ○井戸ばた座談会等へ参加し、地域福祉活動について考えます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○CSW・SCが、地域や専門職だけでなく、企業や事業所が参画できるよう呼びかけを行い、井戸ばた座談会、地域支え合いネットワーク会議を実施し、地域生活課題の発見・共有し、三者で解決に向けて取り組みます。 ○社会福祉法人連絡協議会において研修や情報交換を行い、地域の課題やニーズに対応できるよう社会福祉法人の連携・協働による地域公益活動に取り組みます。
古賀市	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動を行っている団体同士の連携と協働を促す場の充実に努めます。 ○市民や社会福祉協議会と連携し、地域の生活課題の解決に向けて、地域の支え合いによるサービスの創出やつどいの場の立ち上げ等を支援します。

[井戸ばた座談会]



[地域支え合いネットワーク会議]



基本方針 2. 安全・安心な地域づくり

(1) 現状と課題

【各種会議における意見】

- 民生委員・児童委員や福祉会、シニアクラブなど、見守り活動を行う担い手不足や高齢化が課題となっており、担い手の負担軽減、持続可能な見守り連携体制の充実を図る必要があります。

【アンケート調査結果】

- 「地域で優先して解決しなければならない課題」の項目では、「災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」との回答が40.1%、「高齢者世帯の生活支援（声かけや安否確認、買い物支援など）」との回答が39.6%と最も多く、災害時の避難支援等の防災活動、高齢者への声かけや安否確認等の支援が必要と感じていることがうかがえます。日頃からの近所とのつながりが重要であり、すべての人が安心して生活することができる地域の支援体制づくりが必要です。
- 「災害に対する備え」の項目では、「特に備えていない、何を備えたらいいのかわからない」との回答が51.9%と半数を超えました。住民の不安は増大しつつも、具体的な行動までには至っていない状況であり、災害に対して何を備えたらよいかかわからないなど知識不足によることも考えられることから、積極的な意識啓発・情報発信を行う必要があります。

【前期計画の評価】

- 近年はひきこもり、生活困窮、8050問題、ヤングケアラーなど、誰にも相談できずに問題を抱え込み、事態が深刻化した結果、自殺に追い込まれるケースもあります。こうした事態への対応は、早期発見・支援が重要となるため、地域住民や関係機関で見守りの強化に努めていく必要があります。
- 支援を必要とする人が地域の中で孤立しないよう、また、困った時に地域で気軽に相談できるよう、日常の見守りや声かけなどの活動を広げ、地域住民・団体・関係機関・行政などが協力しながら、地域で支え合えるネットワークを構築する必要があります。
- 単身世帯の増加などによる家族形態の変化、インターネットの普及、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域への関心が薄い人や関わりの希薄化、地域社会で孤立する人・世帯の増加が懸念されます。
- 災害時における要支援者の避難支援を実効性のあるものにするため、自助、共助、公助の役割を各々が認識していることが重要であることから、制度について更なる周知啓発を行う必要があります。

(2) 具体的な取組

①見守り活動の充実

高齢者、障がいのある人、子育て世帯など、特に見守りが必要な人に対して、民生委員・児童委員、福祉会、シニアクラブ、子育て支援などのボランティア団体を中心に、地域住民が声かけや見守りなどを行い、「こまったときはお互いさま」の心で手助けできるような関係づくりをめざし、身近な範囲で見守り支え合う仕組みを推進していきます。また、公民館やサロンなど地域活動への参加支援を通しての見守りも活用していきます。

現在、ひとり暮らしの高齢者等が地域で安心して生活できるために、地域住民による見守りに加え、新聞配達、電気、ガス、生協、郵便局、ゴミ収集、その他配達等の事業者と市が協定（見守り協定）を結び、日常の配達業務時に見守り活動を行っています。今後は、さらに多くの事業者に協力いただけるよう周知を図ります。

さまざまな主体による見守り活動を促進させるよう、地域福祉の核となる地域住民同士の助け合い・支え合いの周知啓発に努めます。

【主な取組】

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○挨拶や声かけなどを通じて、近所付き合いや見守りを大切にする地域づくりを進めます。 ○隣近所で気になる人がいる場合には、見守りを心掛けます。 ○地域での交流を深め、周辺にどのような人が住んでいるかを把握し、特に見守りが必要な人がいる世帯には日頃から注意します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員、福祉会、シニアクラブ等を中心に、孤立防止のための子ども、障がい者、高齢者等全世代・全対象者型の見守り活動支援を推進します。 ○住民や地域活動を行う団体等に、隣近所や地域の人たちのかかわりを深め、助け合い・支え合いの必要性について啓発します。

【福祉会等による見守り活動】



【協定事業所による見守り活動】



古賀市	<p>○民生委員・児童委員等担い手の活動が円滑に行われるよう、情報提供や研修等の充実に努めるとともに、その役割や活動について周知を図ります。</p> <p>○民生委員・児童委員の多岐にわたる活動の負担軽減につながるよう、見守り活動をさまざまな主体と連携するなど、活動しやすい環境の充実にめざします。</p> <p>○子どもの学校登下校時の防犯パトロール車巡回や不審者情報の提供により、犯罪予防・防犯啓発を行います。</p> <p>○見守り支援等の研修を受講した各種サポーター（認知症、子育てなど）による見守り活動を広げていきます。</p> <p>○見守り協定に関して周知を図り、協定事業者のネットワークを拡大します。</p> <p>○行方不明になるおそれがある認知症の人の見守り・早期発見につながるGPS機器の貸出など、ICT（情報通信技術）を活用した新たな見守り方法を検討します。</p>
-----	---

[GPS 機器の貸出]



②地域福祉支援ネットワークの構築

地域にはさまざまな悩みを抱え、何らかの支援を必要とする人が暮らしています。できるだけ多くの人を見守りがあることで、身近に困っている人に寄り添い、気軽に相談できる関係づくりを行い、必要に応じて適切な機関につなぐ環境をつくることによって、地域の中で孤立する可能性が高い世帯を減らすことが大切です。

また、見守り支援者と相談支援機関がつながるためのネットワークの充実に努めます。

日頃からの地域のつながりを深めることで、支援が必要な人の異変に気づき、必要とするすべての人が適切な支援につながるための仕組みづくりを推進します。

【主な取組】

実施主体	取組の内容
市民	○誰もが参加できる地域の行事やイベントを開催するなど、孤立しない地域づくりに参画します。 ○地域で気になる人を見かけたら、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、市役所の相談窓口など関係機関に相談します。
社会福祉協議会	○支援者連携会議、地域ケア会議等を通じて地域の人たちを交えた課題解決に向けたネットワークの充実を図ります。 ○孤独・孤立防止に関する勉強会や研修会を実施し、見守り活動の重要性を啓発します。
古賀市	○各福祉分野（介護、高齢、障がい、子ども・子育てなど）の相談支援を行う既存の窓口が一体的に連携し対応できるよう、ネットワークの構築を図ります。

③災害に備えた仕組みづくりの推進

災害時や緊急時においては、自助、共助による地域住民相互の助け合い・支え合いが重要であることから、防災への意識を高めるとともに地域での自主防災体制の強化を図ります。

日頃からの地域の見守りや声掛け、災害時の地域の助け合い、一人では避難できない人のための避難行動支援体制を整え、安全・安心な地域づくりを推進します。

【主な取組】

実施主体	取組の内容
市民	○日頃から地域での防災意識を高めます。 ○災害に備えて、避難行動要支援者の把握や情報共有を行います。 ○平常時においても、避難行動要支援者などに対する「見守り」や「声かけ」を行います。 ○自主防災組織の充実・強化を図ります。
社会福祉協議会	○市民や各団体、関係機関と連携しながら、災害時に備えた地域のつながりづくりを進めていきます。 ○災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づき、平常時から訓練等を行いながら非常時に備えます。

古賀市	<p>○自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、避難行動要支援者の名簿登録や個別計画の作成を推進するとともに、その活用も含めた取組について周知啓発を図ります。</p> <p>○市民の防災意識を高めるよう、「古賀市総合防災マップ」及び、広報紙や講座などを通じて防災や減災についての情報提供や啓発の充実を図ります。</p> <p>○市民活動団体、事業者、大学等の教育機関、行政などさまざまな主体の連携により、防災訓練などの防災行事を実施することで、多様な市民の参加と防災意識の高揚を図ります。</p> <p>○自主防災組織活動の活性化を図るため、防災訓練などへの支援を行います。</p>
-----	---

[災害ボランティアセンター設置に向けた訓練]



[古賀市総合防災マップ]



[千鳥校区避難訓練ワークショップ]



3. **基本目標Ⅲ 相談支援 ～相談できる地域～**

基本方針 1. 包括的な相談支援体制づくり

(1) 現状と課題

【各種会議における意見】

- 隣近所でも顔を知らない人が増加している、高齢者（特に認知症の人）への声かけの方法が分からない、困った時の相談先が分からないなど、地域でのつながりが希薄化しています。

【アンケート調査結果】

- お住まいの地域についての印象に関する項目では、「子どもを安心して育てられる地域」と回答した人が73.4%に対し、「障がいのある人、高齢者が暮らしやすい地域」と回答した人は半数以下となっており、すべての世代間で見守り・声かけができるつながりをつくる必要があります。
- 「日常生活の困りごとの相談先」の項目では、「家族や親族」が84.8%、「友人や知人」が64.9%となっている一方で、地域福祉の中核である「地域包括支援センターや社会福祉協議会」は10%に留まり、12.6%は「相談するところがない」と回答しています。困りごとを抱える人が早期に相談できる公的機関・窓口の周知が必要です。

【前期計画の評価】

- 8050問題など世帯の複雑化・多様化した課題解決が困難なケースが多くなっています。また、相談場所が分からずに問題を悪化させているため、地域の身近な生活圏域での相談場所が必要です。
- 複合的な課題や制度の狭間の課題に対して、関係機関と連携して包括的な支援体制を構築するため、令和3年度から重層的支援体制整備事業移行準備事業の取組を開始しました。今後は、更に重層的支援体制整備事業の理解促進と総合相談窓口の設置に向けた関係部署、機関との協議が必要です。

(2) 具体的な取組

①情報提供の充実

行政が提供する公的サービスや社会福祉協議会等が実施しているサービスなどがあり、さまざまなサービスによって地域を支えています。数多くのサービスが高齢者、障がいのある人、子ども・子育て世帯、生活困窮世帯等など、支援を必要とする世帯へ届くように、相談機関の周知や福祉サービスの情報提供の充実を図り、本人やその世帯に応じた福祉サービスの利用促進につなげます。

【主な取組】

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none">○広報紙や社協だより、回覧板、ホームページ、SNS などさまざまな地域情報の収集を行います。○民生委員・児童委員、福祉員等、地域で相談支援に携わる人は、支援を必要とする人や世帯へ情報提供を行います。○地域で気になる人を見かけたら、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、市役所の相談窓口など関係機関に相談します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">○社協だよりやホームページ、SNS の活用、福祉に関するネットワーク活動の支援を通じて福祉サービスや地域福祉に関する情報提供を行います。○福祉に関する情報の入手や理解が困難と思われる場合には、相手の状況に応じて訪問する等きめ細やかな情報提供を行います。○地域のさまざまなニーズに対して、相談支援や福祉サービス利用の援助を行います。○地域への訪問を通じて、福祉に関するネットワーク活動やサロン活動への情報提供や助言を行い、地域の身近な相談支援体制の構築につなげます。
古賀市	<ul style="list-style-type: none">○広報紙やホームページ、SNS、出前講座等の場を活用して福祉サービスに関する情報提供を行います。○関係機関やサービス事業所、民生委員・児童委員等と連携を図りながら、支援が必要な世帯（高齢、障がい、子育て等）に応じた福祉サービスの利用促進につなげます。

[社協だより]



ほっとステーション

高齢者だけでなく、様々な方を対象とした2つの事業のご紹介です!

新型コロナウイルス感染症自宅療養者等生活支援

新型コロナウイルス感染症にかかったり、濃厚接触者になった方が対象の事業です。
 【利用期間】申し出があった日から、自宅療養等を指示された期間が終了するまで
 【利用回数】週2回まで
 【サービス内容】
 買い物代行サービス 希望する日用品や食料等を購入し、ご自宅までお届けします。
 (買物代金は従前と同様に現金での精算となります。)
 ごみ出し代行サービス 自宅の玄関先におかれた可燃ごみをヘルパーが収集場所まで運びます。

【お問い合わせ】サンソコム古賀 福祉課 福祉相談係 TEL.092-942-1156

まかせて安心(自費)サービス

介護保険制度では認められないサービス、日常生活でのお困りごとがあればお気軽にご相談ください!

こんなことで困っていませんか?
 ○寒い季節にかけたいけど着替えてくれる人がいない
 ○家の設備式に出席するために人ごみ中
 ○洗濯機が壊れて洗濯しきれない
 ○入浴中の洗濯の洗濯・届け物
 ○お掃除の付き添い
 ○お孫さんの居場所やお話を聞きたい

サービス利用料金(1回)	平日		土・日	
	昼中	夜間	昼中	夜間
30分	950円	1,350円	1,125円	1,487円
45分	1,350円	2,025円	1,687円	2,300円
1時間	1,800円	2,700円	2,250円	3,375円

※15分単位で加算あり ※深夜(22:00~4:00)・年末年始(12/29-1/3)は別途料金となります。

介護支援を生活したい方
 介護保険制度では認められないサービス、日常生活でのお困りごとがあればお気軽にご相談ください。
 【1日1回】お困りごとに対応いたします。
 価格が安いのでお気軽にご利用ください。

ホームヘルパーのこころ
ほっとステーションは、介護保険制度では認められないサービス、日常生活でのお困りごとに対応いたします。
 お困りの声を伺いいたします。
 TEL.092-944-2960

www.kogasyokyo.jp

②身近な相談機能の充実

アンケート調査結果において、日常生活の困りごとの相談先について「相談するところがない」と12.6%の人が回答しています。また、地域支え合いネットワーク会議では「困った時の相談先が分からない」との意見がありました。地域住民が相談窓口を知らない、どこに相談すればいいのか分からず、相談が遅れてしまうといったことがないよう、いつでも気軽に相談することができ、複雑な相談に対してはその内容を整理して、どうすればよいのかきちんと対応できる相談支援体制が必要です。

高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮者など身近な相談窓口の充実を図るとともに、分野ごとの相談窓口が一体的に対応できるよう、関係機関と連携します。

【主な取組】

実施主体	取組の内容
市民	<p>○困りごとがあり、自分だけで解決できないときは、ひとりで抱え込まず誰かに相談します。</p> <p>○相談活動に携わる人や団体は、自らの役割について周知し、相談しやすい雰囲気づくりや体制づくりに取り組みます。</p> <p>○地域で気になる人を見かけたら、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、市役所の相談窓口など関係機関に相談します。</p>

<p>社会福祉協議会</p>	<p>○社協だよりやホームページ、SNS を活用し、地域で相談できる人や相談窓口に関する情報提供を行います。</p> <p>○地域に積極的に出向き、市民の困りごとが解決に向かうよう、訪問（アウトリーチ）による寄り添った支援を行います。</p> <p>○地域ケア会議や井戸ばた会議に参加し、地域で気になる人・世帯の情報収集を行い、課題解決に向けて必要な関係窓口へつなぐなど支援を行います。</p> <p>○地域の福祉サービス事業所や行政と連携し、地域の身近な相談支援体制の構築を図ります。</p>
<p>古賀市</p>	<p>○広報紙やホームページ、SNS、出前講座等の場を活用して、市役所の相談窓口の情報提供を行います。</p> <p>○悩みを抱える人に相談窓口が案内できるよう、民生委員・児童委員等と連携を図りながら、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関など市役所の相談窓口の周知啓発を図ります。</p> <p>○市民の困りごとが解決に向かうよう、各分野の相談窓口が連携し、訪問（アウトリーチ）等による継続的な支援を行います。</p>

③多機関協働の仕組みづくり

これまでは、高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮者等の分野ごとに相談窓口があり、それぞれが必要なサービスを実施してきました。しかし、世帯全体として捉えると8050問題やダブルケア、要介護状態の家族の介護を担わざるを得ない子どもや若者（ヤングケアラー）など複合的な課題を抱える世帯が増加しています。また相談先が分からず取り残される人や世帯があるため、その狭間を埋める仕組みの構築が必要です。

今後は分野ごとの縦割りの対応だけでは課題の解決は難しくなっていることから、各機関がそれぞれの範囲を超えて対応する多機関協働による包括的な相談支援体制づくりに取り組みます。

【主な取組】

実施主体	取組の内容
<p>市民</p>	<p>○困りごとがあり、自分だけで解決できないときは、ひとりで抱え込まず誰かに相談します。</p> <p>○地域で気になる人を見かけたら、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、市役所の相談窓口など関係機関に相談します。</p>

社会福祉協議会	○支援機関連携会議に参加し、情報共有やニーズの把握を行います。 ○適切な支援関係機関へつなぎ、関係者間の情報共有や役割分担など、課題解決に向けた連携強化に取り組みます。
古賀市	○複雑化・多様化した課題を抱える人や世帯に対する支援関係機関の役割や関係性を調整することにより、支援機関連携体制を強化し、支援を行います。 ○支援の届いていない人や世帯に対して、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関など各分野の相談窓口が連携して一体的に支援を行う体制の充実を図ります。

④社会参加と自立支援の促進 ～古賀市再犯防止推進計画～

昔ながらの付き合いやつながりがあった地域社会の絆が希薄になるにつれ、隣近所に関心を持たない人たちが多くなっています。閉じこもって誰ともつながることができず、自身の問題を解決する意欲を失い、支援を拒否するなど、専門的な支援や公的サービスの利用に結びつかないといった課題もあります。高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮世帯など支援が必要な人・世帯に対して、各分野の相談員が寄り添いながら、解決に向けて各々に応じた自立支援、経済的支援、就労支援等を行います。また、既存の制度（各種福祉サービス、貸付事業、手当など）については継続して実施するとともに、制度だけでは解決できない狭間のニーズに関しては、本人のニーズと地域の資源をつなぐなど、必要な資源開発に取り組みます。

また、地域社会とも行政ともつながることができず孤立することで、結果として犯罪を繰り返してしまう人もいます。犯罪を繰り返す人の背景には、刑期を終えて出所しても帰る場所すらない人も多く存在し、安定した仕事や住居を失った結果、地域で生活する上でさまざまな課題を抱えています。その中には障がいのある人や認知症などがある高齢者も少なからず存在しています。

犯罪を犯した人々の再犯を防止するために、就労支援や住居の確保など必要な行政サービスにより社会参加（復帰）をめざす支援に加えて、地域社会の受け入れ体制を作ることが重要です。円滑な社会参加（復帰）のためには、一人ひとりが社会において孤立することなく、地域の理解と協力を得て再び社会の一員となれるような体制づくりを推進します。

【主な取組】

実施主体	取組の内容
市民	<p>○困りごとがあり、自分だけで解決できないときは、ひとりで抱え込まず誰かに相談します。</p> <p>○地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯のための地域活動等への理解を深め、積極的に参加します。</p> <p>○地域で起こる犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、防犯につながる情報共有を図ります。</p> <p>○保護司会等の更生保護活動について、理解を深めます。</p>
社会福祉協議会	<p>○一人ひとりを大切に、本人に寄り添った社会参加・自立に向けた伴走型支援を行います。</p> <p>○既存の社会参加に向けた事業では対応できない、狭間・個別のニーズに対応するため、地域の社会資源を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援（参加支援）を行います。</p> <p>○適切な支援関係機関へのつなぎ、情報共有、役割分担など、課題解決に向けた連携強化に取り組みます。</p>
古賀市	<p>【生活困窮者等自立支援】</p> <p>○生活困窮者等が相談できる窓口の周知・啓発を図ります。</p> <p>○高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮世帯など支援が必要な人・世帯に対して、各分野の相談員が寄り添いながら、解決に向けて各々に応じた自立支援、経済的支援、就労支援等を行います。</p> <p>○自分で抱えている問題を改善する意欲がなく、支援を拒否するなど、専門的な支援や公的サービスの利用に結びつかない人に対し、訪問（アウトリーチ）による寄り添った支援を行います。</p> <p>【再犯防止推進計画※】</p> <p>○出所者等に対して、障がい者就業・生活支援センターや生活困窮者自立支援制度における就労・住居確保など福祉的支援制度を活用し、就労や住まいに関する相談・支援を行います。</p> <p>○警察、地域、関係諸団体と連携し、防犯に関する情報共有を図るとともに、発生箇所や内容など具体的な情報提供に努め、防犯意識の向上を図ります。</p> <p>○犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である“社会を明るくする運動”などを通じて、再犯防止に関する広報・啓発に取り組み、地域での理解を促進します。</p>

	<p>○保護司等との連携や保護司会の支援等を行います。</p> <p>○更生保護に携わる保護司会、自治会、民生委員・児童委員、青少年の育成に携わる団体、警察、教育委員会等と緊密に連携しつつ、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪等のない地域社会の実現に向けて取り組みます。</p>
--	--

※ 罪を犯した人が、自らの罪を悔い改め、犯罪や非行を繰り返すことなく、再び社会を構成する一員となるよう、社会復帰のための支援を行い、再犯を防止するための対策
(根拠法：再犯の防止等の推進に関する法律)

基本方針 2. 権利擁護の体制づくり

(1) 現状と課題

【各種会議における意見】

- 校区（地域）で認知症の人がいても地域で見守ることができる仕組みを作っていく必要性を感じているとの意見があります。三者（市民、社会福祉協議会、市）が協力して、「地域共生社会の実現」に向けて取り組んでいくことが大切です。

【アンケート調査結果】

- 「地域で優先して解決しなければならない課題」の項目では、災害時の防災活動に次いで「高齢者世帯の生活支援（声かけや安否確認、買物支援など）」と回答した人が39.6%となっています。日頃からの近所とのつながりが重要であり、地域の支援体制づくりが必要です。
- お住まいの地域についての印象に関する項目では、「子どもを安心して育てられる地域」と回答した人が73.4%に対し、「障がいのある人、高齢者が暮らしやすい地域」と回答した人は半数以下となっています。すべての世代が安心して住み続けることができるため、支援が必要な人・世帯に対する権利擁護が必要です。

【前期計画の評価】

- 障がい福祉、高齢者福祉、児童福祉の各福祉分野が関係機関と連携し、虐待防止に努めました。今後も発生することが考えられることから、引き続き関係機関と連携して虐待防止に努める必要があります。
- 住み慣れた地域で安心して暮らせるように、権利擁護事業（安心生活サポート事業、日常生活自立支援事業、法人後見事業、市民後見推進事業等）の実施により、主に高齢者、障がい者の支援を行いました。支援者の担い手不足が課題であることから、持続可能な権利擁護支援に向けて、制度の充実を図るとともに市民の積極的な参画につながるような人材育成に取り組む必要があります。
- 親族による支援がなく申し立てが困難な人に対して、市長による成年後見申立てを行いました。今後も支援が必要な人に対する権利擁護支援を行う必要があります。

(2) 具体的な取組

①権利を守るための支援の充実

認知症や障がいなどさまざまな理由により適切な判断を行うことが難しいために、日常生活に不安を抱える人が増えています。また、これらの人は財産管理や生活上のさまざまな権利侵害を受けやすいことが考えられるため、その権利や財産などを守る取組が必要です。

高齢者、障がい者、子ども等の支援を必要とする人の権利を守るため、成年後見制度や虐待防止・DV防止をはじめとした公的支援のほか、地域で支援が必要な人に気づき、支援者として活躍できる地域の支援体制づくりに取り組みます。

【主な取組】

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、障がい者、子ども等に対する虐待問題や DV 問題についての理解を深めます。 ○高齢者、障がい者、子ども等の虐待や DV の疑いがある人・世帯に気づいたら、相談窓口連絡します。 ○自分のライフプランに合わせて金銭管理サービス等に関する情報収集を行います。 ○金銭管理等を必要とする人を支援するため、成年後見制度等の権利擁護に関する講座に興味を持って参加します。 ○地域で気になる人を見かけたら、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、市役所の相談窓口など関係機関に相談します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○社協だよりやホームページ、SNS の活用、権利擁護に関する情報提供を行います。 ○必要な人が必要な支援を受けられるよう、安心生活サポート事業、日常生活自立支援事業、法人後見事業などの周知に努め、事業の利用につなげます。 ○高齢・障がい等により適切な判断をすることが難しいことから日常生活に不安がある人の支援を行うため、権利擁護に関する講座を開催し、あんしん生活サポーター等の支援員を育成します。 ○成年後見制度における市民後見人の育成や支援のための取組を行います。
古賀市	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待問題や DV 問題に関する相談窓口の周知や情報提供を行います。 ○虐待や DV の疑いがある人・世帯の通報を受けた際は、各法律に基づき対応します。 ○障がい福祉、高齢者福祉の分野において、本人が申立てできず申立てする親族もいない場合、市長による成年後見申立てを行います。 ○成年後見制度利用促進基本計画（本計画書第5章）に基づき、制度の利用促進を図ります。

4. 重層的支援体制整備事業の取組

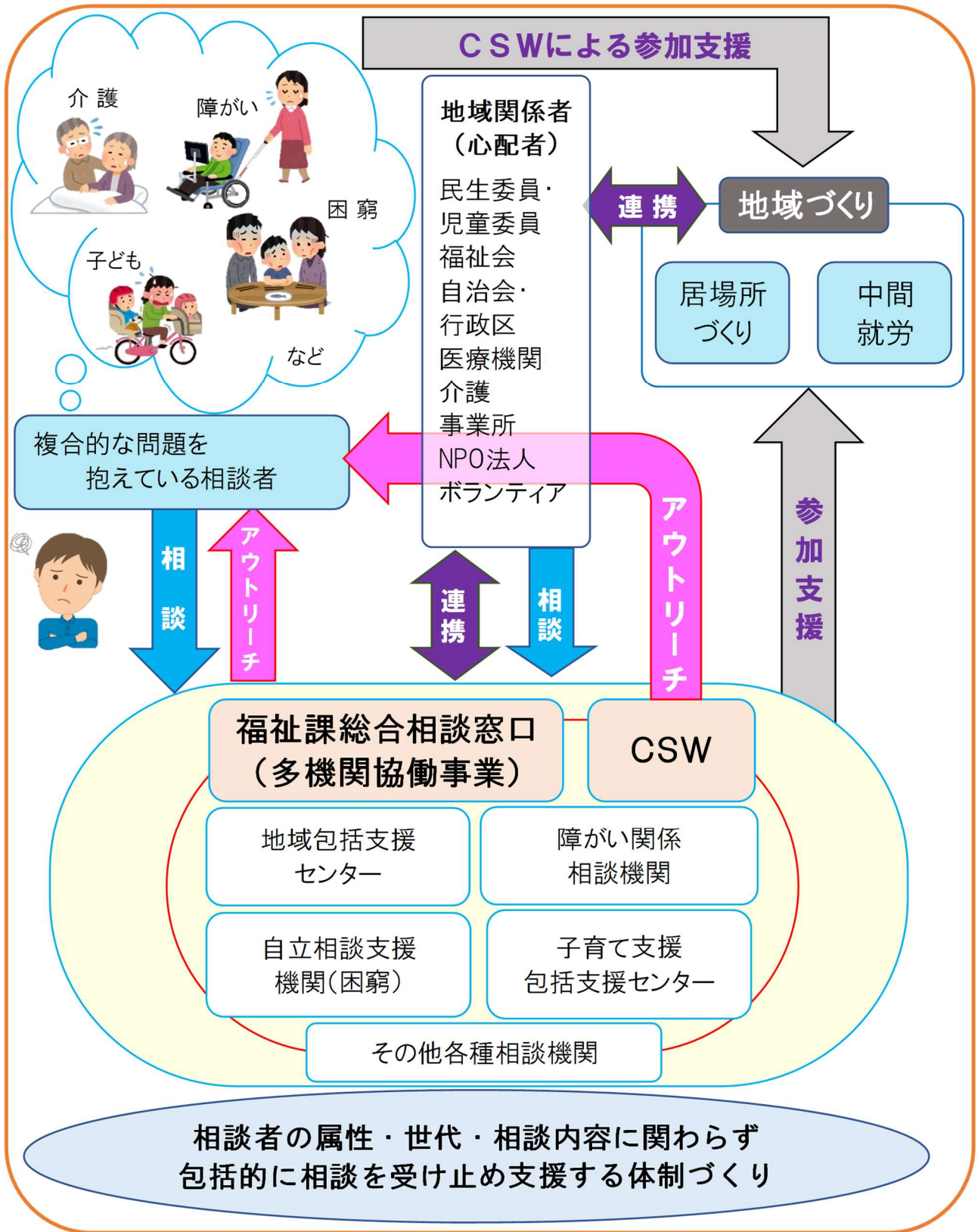
重層的支援体制整備事業では、複雑化・多様化した課題に対し、多機関協働事業を中心に各支援機関の役割分担や支援内容を検討し、各支援機関が連携しながら、見守りや伴走による継続的な支援を実施します。支援の流れのイメージは以下のとおりです。

- ① 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- ② 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・多様化したケースは多機関協働事業につなぐ。
- ③ 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し、重層的支援会議に諮る。
- ④ 必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。
- ⑤ 重層的支援会議を通じて、各支援機関間で支援の方向性に係る合意形成を図りながら、プランに基づく支援を実施する。

相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援が相互に作用しながら、上記の支援を行うことにより、包括的な支援体制を整備します。

【図表4-1】

重層的支援体制整備事業 概要図



(1) 包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)

包括的相談支援事業は、介護、障がい、子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援事業※において、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、包括的に相談を受け止め、複雑化・多様化した課題を整理し、解決に向けて支援を行います。

※相談支援事業：地域包括支援センターの運営、障がい者相談支援事業、利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）、生活困窮者自立相談支援事業

基本目標Ⅲ 基本方針 1.包括的な相談支援体制づくり ①情報提供の充実
②身近な相談機能の充実

(2) 多機関協働事業 (同法第106条の4第2項第5号)

複雑化・多様化した課題を抱える人、または世帯に対して、各相談支援機関や関係機関等だけでは対応が困難な場合に、重層的支援会議や法第106条の6に規定されている支援会議を随時活用し、課題解決に向けて、支援の調整、支援プランの適正の協議・評価を行います。

重層的支援会議や支援会議を実施するにあたっては、福祉課福祉相談係に配置する相談支援包括化推進員が日程や参加機関の調整、会議の進行、支援プランの作成を行います。

基本目標Ⅲ 基本方針 1.包括的な相談支援体制づくり ③多機関協働の仕組みづくり

(3) 参加支援事業 (同法第106条の4第2項第2号)

参加支援事業は、既存の支援では対応が困難な本人や世帯の狭間の個別ケースに対応するため、福祉サービス事業所等の地域の社会資源を活用、または新たな社会資源を開拓し、要支援者の社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。また、特にひきこもり状態にある人への支援については、就労等だけではなく、広く社会参加を促していくことが重要であることから、居場所の整備等の幅広い支援に取り組みます。

実施体制は、CSW が本人のニーズや課題を丁寧に把握したうえで、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行います。

基本目標Ⅱ 基本方針 1.地域の活動基盤づくり ②支え合う地域づくりの推進
基本目標Ⅲ 基本方針 1.包括的な相談支援体制づくり ④社会参加と自立支援の促進

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (同法第106条の4第2項第4号)

複雑化・多様化した課題を抱えており、必要な支援が届いていない人に支援を届けるためにアウトリーチ等を通じた継続的支援事業（以下、アウトリーチ等事業という。）を実施します。アウトリーチ等事業にて支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であり、時間がかかることが想定されます。

このような対象者像を踏まえ、アウトリーチ等事業の主たる内容は、本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とつながりの形成に向けた支援であると考えます。

実施体制は、CSW がコーディネーター機能を担い、各関係機関に配置されている専門職等と連携した支援を行います。

基本目標Ⅱ	基本方針 2.安全・安心な地域づくり	①見守り活動の充実 ②地域福祉支援ネットワークの構築
基本目標Ⅲ	基本方針 1.包括的な相談支援体制づくり	②身近な相談機能の充実 ④社会参加と自立支援の促進

(5) 地域づくり事業 (同法第106条の4第2項第3号)

地域づくり事業は、介護、障がい、子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業※の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により、地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うものです。地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備をめざします。

※地域づくりに関する事業：地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター事業、地域子育て支援拠点事業、生活困窮者支援等のための地域づくり事業

基本目標Ⅰ	基本方針 1.活動の担い手づくり	②地域福祉を支える担い手の育成・支援
基本目標Ⅱ	基本方針 1.地域の活動基盤づくり	①地域福祉活動の推進 ②支え合う地域づくりの推進

第5章 成年後見制度利用促進 基本計画

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 古賀市の現状について
3. 具体的な取組について

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1. 計画策定の背景と趣旨

成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）を平成28(2016)年4月に公布し、同5月に施行しました。また、この促進法に基づき、「成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）」が平成29(2017)年に閣議決定されました。

促進法では、「市町村は、国の基本計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するもの」としています。

本市においては、高齢者等の成年後見制度の利用促進に関する施策の推進を図るため、第3期古賀市地域福祉計画・第6次古賀市地域福祉活動計画に包含する形で古賀市成年後見制度利用促進基本計画を策定することとしました。成年後見制度を必要とする人が、本人らしい生活を守るための制度として本制度を利用することができるよう、権利擁護支援の体制を整備することを目標に取組を推進します。

2. 古賀市の現状について

(1) 本市における成年後見制度の利用状況

本市の成年後見制度利用者数は、令和5(2023)年9月末現在で、後見85人、保佐20人、補助3人、任意1人の計109人となっています。利用者年代は、80代が最も多く、次いで90代の順となっています。

制度の利用を希望する人の中で、身寄りがない等の理由で申立てが困難な場合には、市長により家庭裁判所に申立て手続きが行われます。平成30(2018)年度以降の本市の市長申立件数の推移をみると、障がい者は1人となっており、高齢者も1人で推移しています。

【図表5-1:成年後見制度市長申立件数】（各年3月末現在）（単位:件）

	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
市長による申立件数	1	1	1	0	1
高齢者	1	0	1	0	1
障がい者	0	1	0	0	0

(資料)福祉課

(2) アンケート調査結果からわかる現状

権利擁護について、「認知症や障がい等により判断能力が不十分な人に対して必要だと思う支援」（3つまで回答）という質問に対し、「必要な福祉サービスの利用に関する情報提供や相談先」が68.0%、「福祉サービスの申請や利用の手続き」が54.8%、「地域住民の認知症・障がい等に関する理解や受容」が38.3%、「本人の意思を尊重するしくみ」が29.5%の順に高くなっています。高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制の整備が必要です。

3. 具体的な取組について

親族、福祉・医療・地域等の関係者等が一体となり、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談や対応体制の整備」、「意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」をめざします。

(1) 中核機関の設置・運営

地域連携ネットワークを整備し、協議会（地域ケア推進会議、権利擁護推進委員会）等を適切に運営していくために、その中核となる機関（以下「中核機関」という。）を設置します。中核機関は、さまざまなケースに対応できる法律や福祉等の専門知識を蓄積していくとともに、地域の専門職や各関係機関との関係構築により円滑な運営を図りながら、地域における連携・対応強化の推進役を担います。行政と社会福祉協議会が協議を行い、本市に適した中核機関の設置を行います。

【Ⅰ. 制度の広報・普及】

- ・ 市民、地域の支援者、福祉関係者等に対して、啓発物の配布や講演会等の開催による成年後見制度についての周知・啓発
- ・ 権利擁護支援を行う地域包括支援センター等の関係機関に対して、成年後見制度の利用に関するマニュアルの作成・配付を通じて、市全体で権利擁護支援に取り組む体制の構築

【Ⅱ. 相談支援機能の強化】

- ・ 専門職による市民からの相談対応（電話・面談等）
- ・ 相談対応のための関係機関（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、日本司法支援センター（法テラス）、家庭裁判所、県の機関等）との連携・調整 など

【Ⅲ. 成年後見制度利用促進機能】

- ・ 成年後見制度申立時の事務手続き支援 など
- ・ 専門職団体等との協議により、状況に応じた適切な受任者調整（マッチング）への取組

(2) 地域連携ネットワークの構築

地域連携ネットワークとは、成年後見制度の利用が必要な人の状況に応じ、適切に支援につながる地域連携の仕組みです。

地域において、権利擁護に関する支援が必要な人の発見に努め、速やかに相談・支援につながるができるよう、国のイメージする、チーム、協議会、中核機関を構成要素とした権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向け検討します。構築にあたっては既存のネットワークや地域資源の活用など、本市の現状に沿った有機的なネットワークとなるよう関係機関と協議・調整をすすめていきます。

(3) 成年後見制度の利用促進

中核機関を中心に、成年後見制度の認知度を高める取組を進めるとともに、本来、制度を必要としている人が、適切に安心して利用できるよう、相談支援体制やフォロー体制、利用支援事業等の充実に取り組みます。

①成年後見制度の広報・啓発活動

成年後見制度の理解と利用促進を図るために、広報紙や社協だより、まちづくり出前講座などさまざまな機会を捉えて積極的に制度の周知・啓発を行います。

②意思決定支援・市民後見人等の育成と支援

- ・ 成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応していくために、支援の担い手となる市民後見人の必要性が高まっています。育成に向けた制度の周知や、養成研修等の情報収集により受講を促すなど、市民後見人の個人受任に向けて育成を推進します。また、後見人が活動する上での継続的な相談・支援を行います。
- ・ 日常生活自立支援事業の利用者において、補助・保佐・後見類型への転換が望ましいケースについては、スムーズに制度間の移行が行えるよう社会福祉協議会と連携して対応します。

③成年後見制度市長申立てと成年後見制度利用支援事業

- ・ 本人の生命や財産等が脅かされている状況にあるにも関わらず、本人や配偶者、四親等内の親族から家庭裁判所に後見等開始の申立てができない人を見つけ出した場合は、すみやかに関係機関と連携し、市長申立てを行います。
- ・ 必要な費用を負担することが困難な人に対して、審判の請求費用及び後見人等への報酬を助成するための事業の実施を継続します。事業の対象者及び助成額については、成年後見制度の需要及び受任者調整（マッチング）の取組を開始する際に、見直しを行います。

第6章 いのち支える自殺対策計画

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 古賀市の現状について
3. 具体的な取組について

第6章 いのち支える自殺対策計画

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画の背景と趣旨

我が国の自殺者数は、平成10(1998)年に年間3万人を超えて以降、高い水準で推移してきました。このため、平成18(2006)年に自殺対策基本法を施行し、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、平成22(2010)年以降、自殺者数は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げてきました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化した令和2(2020)年は、前年より750人多い2万919人(速報値)となり、11年ぶりに増加に転じました。我が国の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺による死亡率)は主要先進7か国の中で最も高く、依然として多くの人が自殺により尊い命を亡くされている現状にあります。

平成28(2016)年に改正された自殺対策基本法では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざして自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、新たに自殺対策を「生きることの包括的な支援」として位置づけ、全ての都道府県及び市町村が自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。

また、画一的な取組から地域における実践的な取組へと転換を図っていくことが必要という考え方に基づき、平成29(2017)年に自殺総合対策大綱が閣議決定されました。自殺総合大綱では、新たに令和8(2026)年までに自殺死亡率を平成27(2015)年と比べて30%以上減少させることを目標としています。

さらに、令和4(2022)年10月、新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いています。更にコロナ禍の影響で自殺の要因となるさまざまな問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づけることとなりました。

このような新たな自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、地域ぐるみで新たに自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための計画として「古賀市いのち支える自殺対策推進計画」を改訂し、地域福祉計画と一体的に策定します。

(2) 計画の数値目標

本市の自殺対策を通じて最終的にめざすのは、国の自殺総合対策大綱にあるとおり「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。直近5年間に平均約9人が自殺で亡くなっているという状況から、計画最終年度の令和10(2028)年度までに自殺死亡率0をめざします。

2. 古賀市の現状について

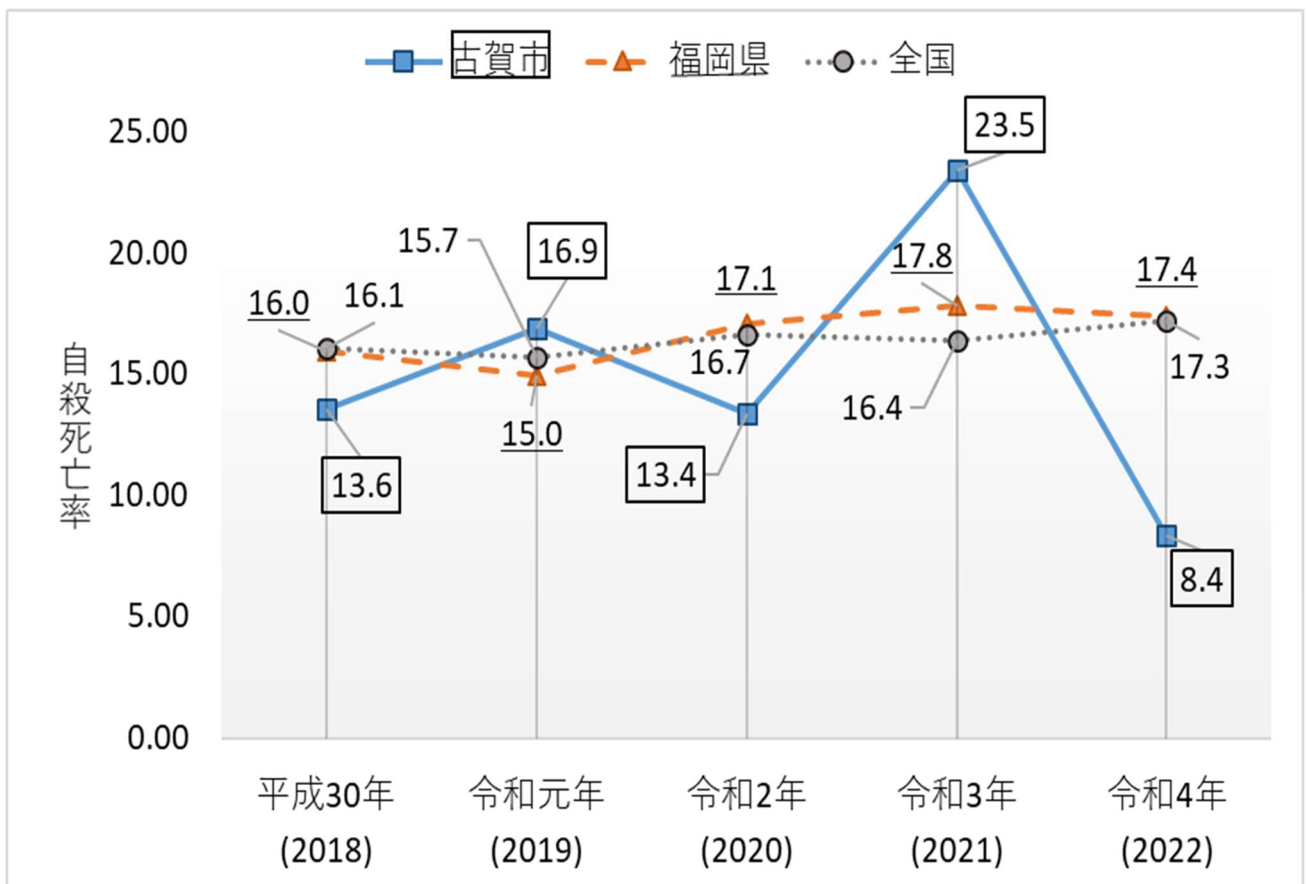
(1) 自殺死亡率の推移（人口10万対※）

厚生労働省が警察庁の自殺統計原票を集計した結果を分析したところ、過去5年間の自殺死亡率において、国と県はコロナ禍以降、増加しています。

本市は、令和3(2021)年に国と県を上回る状況となりましたが、令和4(2022)年は減少しました。

※「人口10万対」とは、ある数を人口で除し、これを10万人当たりの数値に換算したものと

【図表6-1：自殺死亡率の推移】（各年3月末）



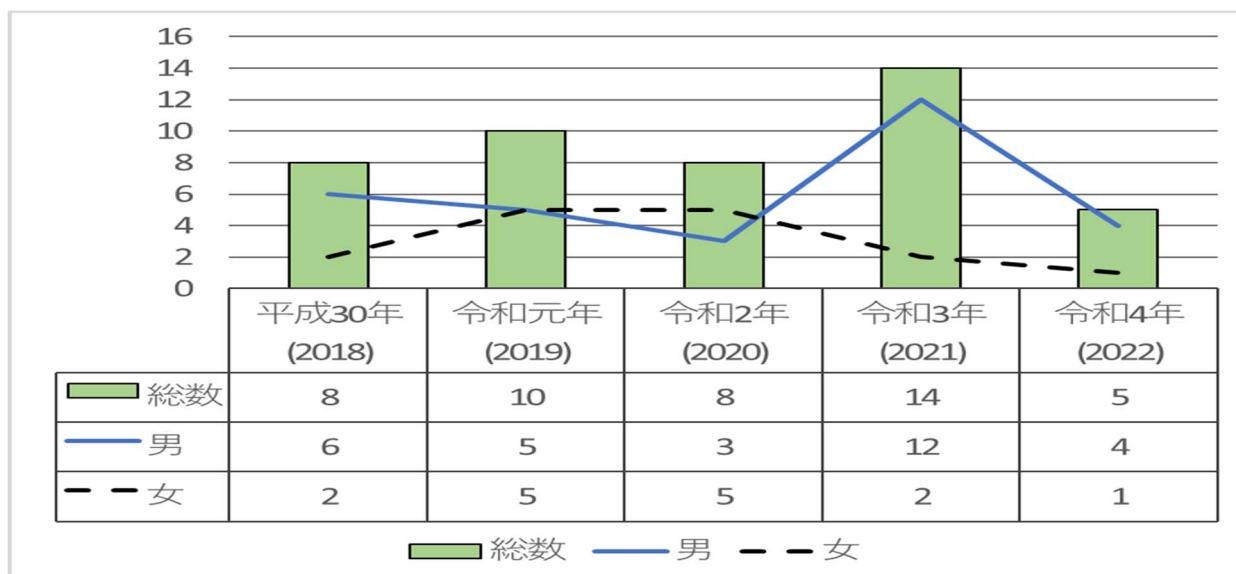
(資料) 厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

(2) 男女別自殺者数の推移

過去5年間の自殺者数は、令和3(2021)年に急増しました。特に、80歳以上の男性の自殺者数が増加したことが主な要因です。

【図表6-2：男女別自殺者数の推移】（各年3月末）

（単位：人）



（資料）福祉課

（3）古賀市の自殺の特徴

平成29(2017)年から令和3(2021)年の5年間における自殺の実態について、いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）の「地域自殺実態プロファイル」により、古賀市において自殺で亡くなる人の割合が高い属性の上位5区分が示されました。最も割合が高かったのは、「男性・60歳以上・無職・同居」の人で、自殺に至る主な背景として、退職や失業からの生活苦に、介護の悩みや疲れ、さらに身体的な病気等の健康問題の重なりがあるとされています。

【図表6-3：主な自殺者の特徴（2017～2021年合計）】

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性 60歳以上無職同居	7人	14.3%	33.9	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性 40～59歳有職同居	5人	10.2%	16.8	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:女性 60歳以上無職独居	4人	8.2%	48.4	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:女性 40～59歳無職同居	4人	8.2%	25.1	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
5位:男性 20～39歳有職同居	4人	8.2%	20.7	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

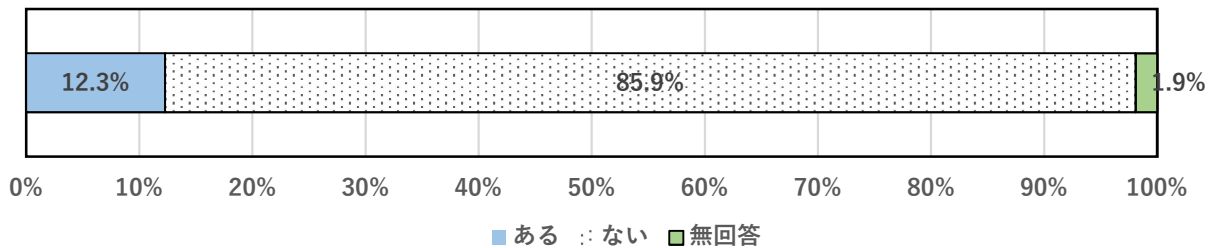
（資料）地域自殺実態プロファイル2022

(4) アンケート結果からわかる現状

ア) 悩みを抱える人への対応

「あなたは、「死にたい」と相談を受けたことがありますか」という質問に対し、「はい」と回答した人は12.3%となりました。自殺を考えている人は、多くの場合、悩みながらも心の中では「生きたい」という気持ちとの間で自殺の危険を示すサインを発していることが多いと考えられます。このようなサインに周囲の人が気づくことが自殺予防につながることを認識する必要があります。

【図表6-4】 「あなたは、死にたいと相談を受けたことがありますか」



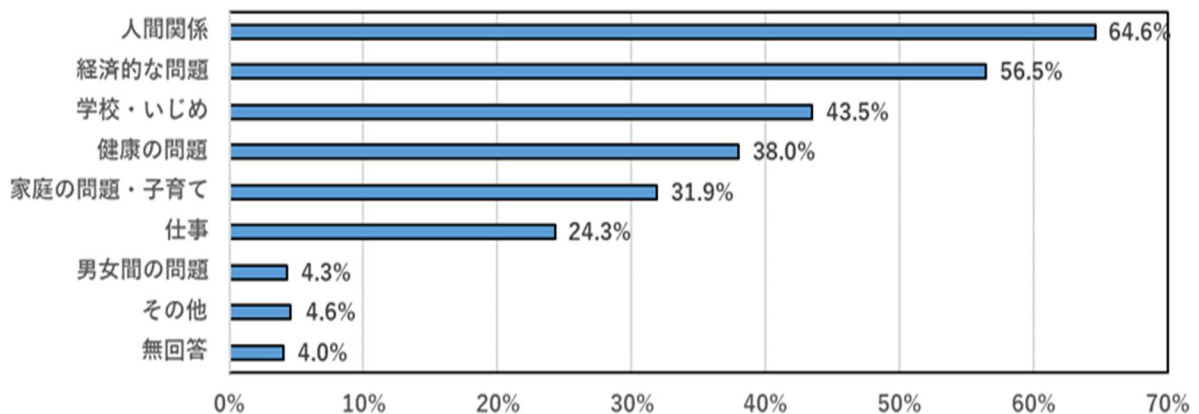
イ) 自殺を予防する環境づくり

「あなたは、自殺の原因はどのようなものだと思いますか」という質問に対し、「人間関係」が64.6%、「経済的な問題」が56.5%、次いで「学校・いじめ」が43.5%と回答した人の割合が多くなっています。

悩みや不安など、生きることの阻害要因を減らすだけでなく、自己肯定感や信頼できる人間関係、社会参加の促進など、生きることの促進要因を増やすための取組が必要です。

【図表6-5】

「自殺の原因はどのようなものだと思いますか。次の中から3つ選んでください」(複数回答)



ウ) こころの健康づくりと相談支援体制の充実

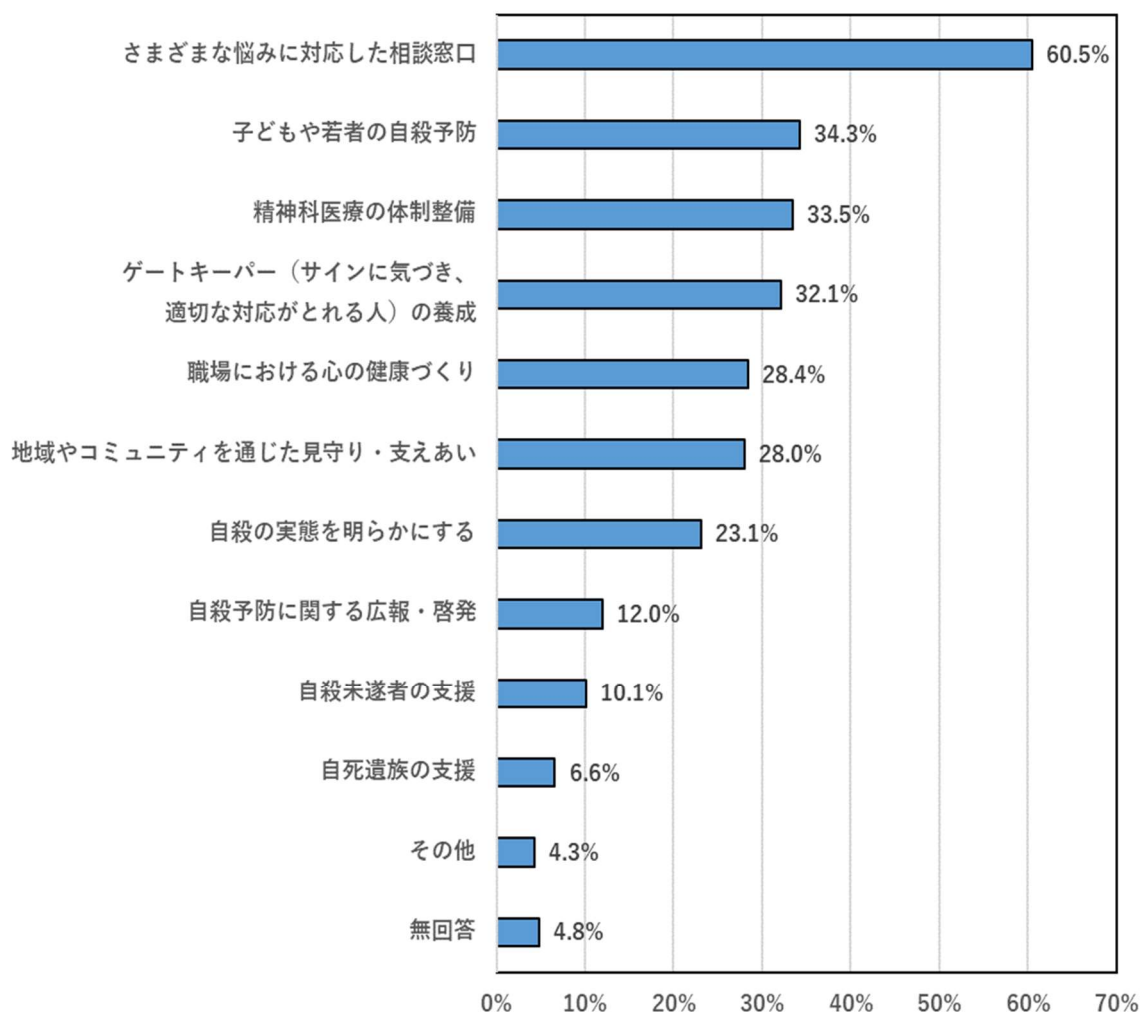
「自殺予防について、今後求められるものとしてどのような対策が有効と思われますか」という質問に対し、「さまざまな悩みに対応した相談窓口」が60.5%、「子どもや若者の自殺予防」が34.3%、次いで「精神科医療の体制整備」が33.5%と回答した人の割合が多くなっています。

自殺に至る経緯は、経済的な問題や就労上の問題、家族・親族関係など、さまざまな要因が複雑に絡み合っているとされています。「健康問題」は自殺の要因の一つではありますが、職場におけるストレスチェック等で「うつ病」を早期発見するなど、自殺リスクの高い人を早期に発見し、適切な情報の提供や相談へとつなぐ取組の充実が必要です。

地域共生社会の視点から、包括的な相談支援体制の構築が求められています。

【図表6-6】

「自殺予防について、今後求められるものとしてどのような対策が有効と思われますか。次の中から3つ選んでください」(複数回答)



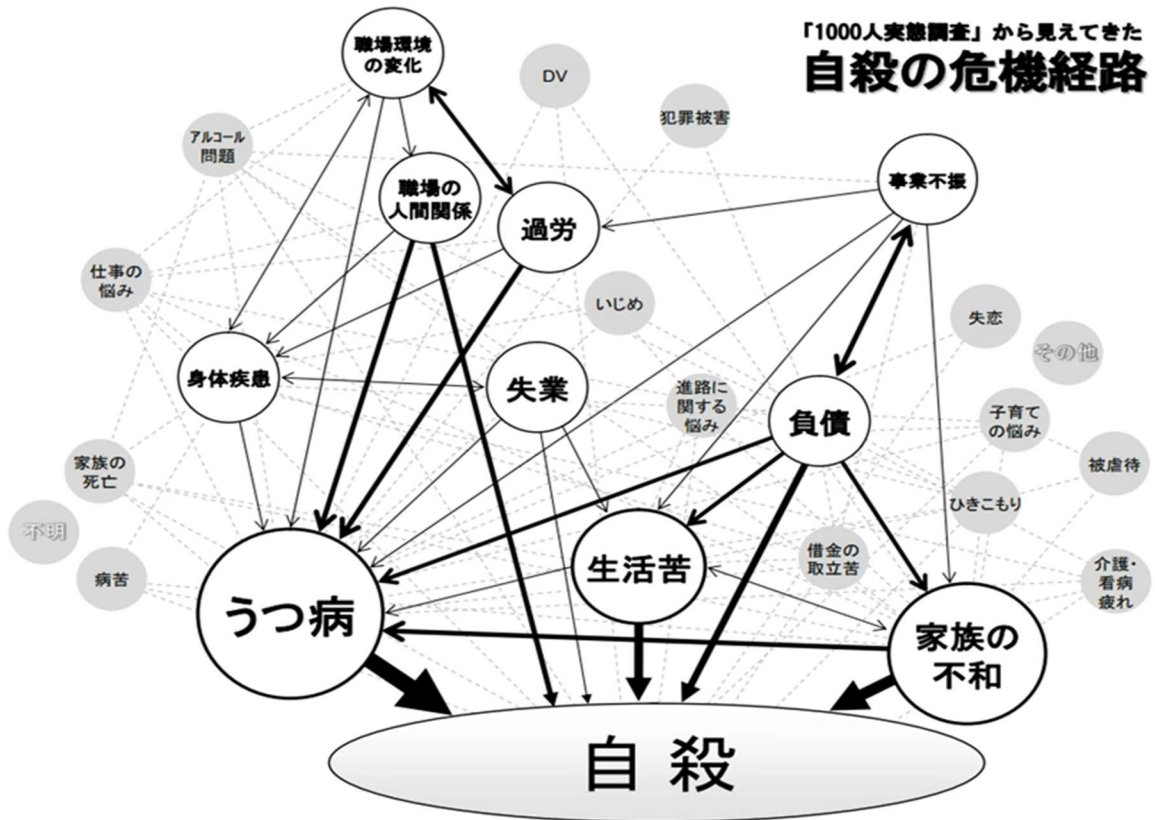
【参考資料】

NPO 法人自殺対策支援センターライフリンクが実施した「自殺実態1000人調査」から見てきた「自殺の危機経路」です。この図中の○印の大きさは自殺要因の発生頻度を表しており、大きいほど要因の頻度が高いことを示します。また、矢印の太さは各要因間の因果関係の強さを表しています。

この図からは、直接的な要因としては「うつ病」が最も多いものの、その状態に至るまでには複数の要因が存在し、連鎖していることが分かります。

この調査では、自殺に至るまでに「平均4つの要因」を抱えていることが明らかとなっています。

【図表6-7】



資料：NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク「自殺実態1000人調査」

3. 具体的な取組について

(1) 計画の基本理念と体系

自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質が「生きることの支援」であることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念のもとに「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざしています。

本計画は、国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての市町村で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロフィールにより示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進します。

また、庁内及び関係機関の多様な既存事業を「生きる支援関連施策」と位置付け、より包括的・全庁的に自殺対策を推進します。

基本
理念

誰も自殺に追い込まれることのないまち・古賀

重点施策

古賀市が特に取り組む必要があるとされる取組

高齢者への対策

生活困窮者への対策

勤務・経営に関する対策

基本施策

自殺対策を推進するうえで欠かすことができない取組

地域における
ネットワークの強化

自殺対策を支える
人材の育成

住民への啓発と周知

生きることの
促進要因への支援

児童生徒のSOSの
出し方に関する教育

生きる支援関連施策

さまざまな分野における「生きることの包括的支援」の取組

(2) 計画の基本施策

基本施策とは、国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組む必要があるとされている、地域で自殺対策を進めるうえで欠かすことができない基盤的な取組です。

基本施策

1

地域における ネットワークの強化

- ・要保護児童対策地域協議会や地域ケア会議等におけるさらなる連携強化等

2

自殺対策を支える 人材の育成

- ・ゲートキーパー研修の開催
(市民、市職員、教職員、地域の支援団体など)

3

住民への啓発と周知

- ・窓口や各種イベントにおける啓発物の配布
- ・市民向け講演会・イベント等の開催
- ・広報、SNS等を活用した啓発活動の実施

4

生きることの 促進要因への支援

- ・社会教育活動や子どもや親子の交流の場などの居場所づくり
- ・各種相談窓口（高齢者、障がい、子ども子育て、生活困窮、DV、就労、住まい等）の充実と連携

5

児童生徒のSOSの 出し方に関する教育

- ・学校におけるSOSの出し方に関する教育の実施
- ・学校におけるこころの健康づくりに関する相談体制の整備

※ は第4章 具体的な取組の該当項目

基本施策 1. 地域におけるネットワークの強化

自殺を防ぐためには、悩みを抱えている人が安心して暮らせるよう、うつ予防など精神保健的な視点だけでなく、過労や生活困窮など社会的な視点を含む包括的な取組が重要です。このように、医療や保健、生活、教育、労働等に関する相談等、さまざまな関係機関のネットワークづくりが重要となることから、市民と地域、行政、社会福祉協議会、専門の関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支え合えるまちづくりを推進します。

また、さまざまな問題が複雑化・多様化する前に、より早い段階での問題解決ができるよう、特に庁内にある各分野の相談窓口の対応力向上と連携体制の整備を行います。

基本目標Ⅲ	基本方針 1.包括的な相談支援体制づくり	②身近な相談機能の充実
		③多機関協働の仕組みづくり

基本施策 2. 自殺対策を支える人材の育成

自殺のリスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、見守りながら必要な相談や支援機関につなぐ役割を担うゲートキーパー（命の門番）の育成について、市職員、教職員、民生委員・児童委員など支援者に向けた講座を行います。

基本目標Ⅰ	基本方針 1.活動の担い手づくり	②地域福祉を支える担い手の育成・支援
基本目標Ⅱ	基本方針 1.地域の活動基盤づくり	①地域福祉活動の推進

基本施策 3. 住民への啓発と周知

自殺を考えている人は悩みながらもサインを発しています。自殺を防ぐためには、このようなサインを発している本人や、そのサインに気づいた周りの人が気軽に悩みを相談できるよう、相談窓口等の情報が十分に周知されている必要があります。このため、地域や職場及び学校等において、悩みを相談できる相談窓口の周知を徹底し、早い段階で専門機関につなげる体制を構築します。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を取り除き、危機に陥った人の心情や背景への理解を促進します。特に、自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）には、横断幕、リーフレット、ポスター等を掲示し、啓発を行います。

基本目標Ⅱ	基本方針 2.安全・安心な地域づくり	①見守り活動の充実
		②地域福祉ネットワークの構築
基本目標Ⅲ	基本方針 1.包括的な相談支援体制づくり	①情報提供の充実

基本施策 4. 生きることの促進要因への支援

自殺対策は個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて「生きることの促進要因」を増やす取組を行うこととされています。

「生きることの促進要因」への支援という観点から、具体的には生活上の困りごとを察知し、関係者の連携で解決を図る支援、保健・医療・福祉をはじめとしたさまざまな分野において、誰でも、いつでも気軽に相談することができる相談窓口の周知など、福祉サービスの提供を通じて複雑化・多様化した問題に適切に対応できる相談支援体制を充実します。また、子育て中の保護者など孤立を防ぐための居場所づくりなどに取り組み、自殺リスクの低下を図ります。

基本目標Ⅱ	基本方針 1.地域の活動基盤づくり	②支え合う地域づくりの推進
	基本方針 2.安心・安全な地域づくり	①地域福祉支援ネットワークの構築
基本目標Ⅲ	基本方針 1.包括的な相談支援体制づくり	②身近な相談機能の充実

基本施策 5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

いじめを苦にした児童生徒の自殺が大きな社会問題となる中、平成28(2016)年4月の自殺対策基本法の改正では、学校における児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれました。

このため本市でも、児童生徒が命の大切さを実感できる教育に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる巡回相談を充実し、支援を行います。また、現場の教職員向けのゲートキーパー研修を開催し、自殺問題や支援先等に関する情報提供を行うことにより、子どもが自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めます。併せて、児童に対してつらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育など）を行うことにより、問題に対処する力やライフスキルを身に付けることができるよう取組を推進します。

基本目標Ⅱ	基本方針 2.安心・安全な地域づくり	②地域福祉支援ネットワークの構築
基本目標Ⅲ	基本方針 1.包括的な相談支援体制づくり	①情報提供の充実 ②身近な相談機能の充実

(3) 計画の重点施策

重点施策は、国が示した地域の自殺の実態を詳細に分析した「地域自殺実態プロファイル2022」において、本市が特に取り組む必要があるとされる対策です。

重点施策

1	高齢者への対策	<ul style="list-style-type: none">・ 地域における高齢者の包括的な支援・ 社会教育活動や地域活動サポートセンター等の高齢者の生きがいつくりと孤立の予防・ 高齢者の支援者に対する支援
2	生活困窮者への対策	<ul style="list-style-type: none">・ 包括的な相談支援体制（高齢者、障がい、子ども子育て、生活困窮、DV、就労、住まい等）の充実と連携・ 各種窓口におけるハイリスク者の把握と支援
3	勤務・経営に関する対策	<ul style="list-style-type: none">・ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進・ 長時間労働の見直し・ 就労や経営に関する相談事業の実施

※ は第4章 具体的な取組の該当項目

重点施策 1. 高齢者への対策

【現状と課題】

本市における、過去5年間（2018年～2022年）の自殺者数45人のうち50歳以上は11人、80代以上は8人と3分の1以上を占めています。自殺の背景として、身体疾患の悩みをはじめ、死別・離別による孤独感や喪失感に起因するものが多い傾向にあります。また、自殺者の居住形態は独居よりも同居である者が多い状況です。

高齢者は、疾病の発症や悪化による介護、生活困窮等の問題、家族との死別や離別などをきっかけに独居・孤立し、社会的役割の喪失感や孤独感などの問題を抱え込むことが多くみられます。また、高齢者を介護する者も疲弊し、最悪の場合は心中等の発生も懸念されることから、介護をする家族などに対しても支援が必要です。

【取組の視点】

本市では、独居高齢者以外にも自殺リスクの高い高齢者を早期に把握し支援へつなげ、高齢者の社会参加を通じた健康づくりを推進するとともに、居場所づくりや地域活動への参加促進など、生きることの包括的支援を図ります。また、高齢者本人だけでなく介護をする家族などに対しても、介護支援専門員や介護サービス事業所などと連携し、精神的負担の軽減やこころの健康づくりなどを推進します。

基本目標Ⅱ	基本方針 1.地域の活動基盤づくり	②支え合う地域づくりの推進
基本目標Ⅲ	基本方針 1.包括的な相談支援体制づくり	④社会参加と自立支援の促進

重点施策 2. 生活困窮者への対策

【現状と課題】

本市における、過去5年間（2018年～2022年）の自殺者のうち、生活困窮に陥る要因としては失業が最も多く、非正規雇用など労働に関する問題が背景にあります。

本市の生活保護受給世帯は年々増加しており、生活再生支援窓口の相談件数は年間100件を超えています。また、古賀市地域福祉計画アンケート調査で自殺の原因を質問したところ、経済的な問題が要因の上位となっており、市民のストレス原因としてかなり多い状況でした。

生活困窮の背景には、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護などの問題が複合的に関わっていることが多く、これらの問題を解決するためには包括的な生きる支援を通じた対策を講じる必要があります。

【取組の視点】

本市では、生活困窮者の中には自殺のリスクを抱えている人が少なくない状況を踏まえ、制度の狭間にある人や自ら相談に行くことが困難な人などを早期に発見できるよう、相談窓口の周知啓発を徹底します。また、生活困窮以外にあるさまざまな背景・問題を解決できるよう、関係機関との連携を強化し、包括的な相談支援を行います。

基本目標Ⅱ	基本方針 2.安全・安心な地域づくり	①見守り活動の充実
		②地域福祉支援ネットワークの構築
基本目標Ⅲ	基本方針 1.包括的な相談支援体制づくり	②身近な相談機能の充実
		④社会参加と自立支援の促進

重点施策 3. 勤務・経営への対策

【現状と課題】

本市における、過去5年間（2018年～2022年）の自殺の背景として、男性はすべての年代に、女性は20～50歳代において職場の人間関係や仕事の失敗など、勤務上の問題が多い傾向にありました。また、失業や非正規雇用により生活苦に陥ったり、就職の失敗など就労ができなかったことがきっかけで自殺に至ったケースもみられます。

職場での人間関係や長時間労働等をきっかけに退職や失業に至った結果、生活困窮や多重債務等が付随的に発生し、最終的に自殺のリスクが高まるケースは少なくありません。また、勤務上の問題による自殺は、本人やその家族にとって苦痛となるだけでなく、結果として職場の活力や生産性の低下につながることから、自殺リスクを生まないような労働環境の整備が必要です。

【取組の視点】

本市でも勤務上の悩みを抱えた人が適切な相談先・支援先につながるよう、相談体制の強化や相談窓口の周知を図ります。また、自立相談支援機関や無料職業紹介所が本人に寄り添いながら就労支援を行います。産業・労働分野の関連団体に対しては、「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組む」という健康経営の理念を周知し、産業医によるカウンセリングの充実を図り、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進に取り組めます。

基本目標Ⅱ	基本方針 1.地域の活動基盤づくり	②支え合う地域づくりの推進
基本目標Ⅲ	基本方針 1.包括的な相談支援体制づくり	④社会参加と自立支援の促進

第7章 計画の推進について

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理

第7章 計画の推進について

1. 計画の推進体制

(1) 計画の周知

本市における地域福祉を推進するために、本計画の理念をはじめとする計画の内容を広く市民に周知し、活動へのさらなる参画を促します。

(2) 庁内の推進体制

地域福祉施策の推進のためには、高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援をはじめ、教育や防災等、さまざまな分野の連携が重要になります。このため、計画に盛り込まれた各施策の実現のために、庁内関係部署との連携を強化し、地域福祉施策の効果的・効率的な推進を図ります。

(3) 関係機関等との連携

社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、自治会、地域活動団体、ボランティア、企業等の地域のさまざまな主体が地域福祉に向けての取組を行うことが重要であり、また、一体的な推進のためにはそれぞれが協働することが必要です。

地域福祉を担う多様な主体がお互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していきます。

2. 計画の進行管理

計画の実効性の確保に向けて、PDCA（Plan Do Check Action）の視点に基づく進行管理を行います。

庁内関係部署や社会福祉協議会の取組を点検・評価していくために、定期的に施策の達成状況や現状を把握し、課題や改善点等の検証を行い、施策の一層の充実を図ります。

さらに、本計画における施策・事務事業は、第5次古賀市総合計画（令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）のアクションプランに位置づけられていることから、アクションプランにおける予算編成、行政評価を効果的に連動させ、進行管理を行います。また、有識者や市民などによる複合的な視点を取り入れた検証を行います。

QRコード「アクションプラン」



資料編

1. 古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画委員会
設置要綱
2. 古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画委員会
委員名簿
3. 古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画委員会の
開催状況
4. 用語集

資料編

1. 古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

平成30年4月12日

告示89号

(趣旨)

第1条 この要綱は、古賀市付属機関の設置等に関する条例（令和4年第 3号）第6条の規定に基づき、古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（改正(令和4年告示179号)）

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討又は審議する。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者及び有識者
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 福祉・保健・医療関係者
- (4) 市民活動団体関係者
- (5) 公募により選出された市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（改正(令和4年告示179号)）

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（改正(令和4年告示179号)）

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（改正(令和4年告示179号)）

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(改正(令和4年告示179号))

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(改正(令和4年告示179号))

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年7月1日告示第179号)

この告示は、公布の日から施行する。

2. 古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属又は推薦団体等
青谷 郁夫	公募市民
岩隈 浩平	古賀市障がい児通所事業所連絡会
占部 義広	古賀市行政区長会
菊池 晶誉	古賀市介護事業所ネットワークあじさいの会
齋藤 圭英	古賀市保育所連盟会
酒井 康江 (◎)	福岡女学院看護大学
清水 清子	社会福祉法人 グリーンコープ
田川 廣子	公募市民
中村 輝子	古賀市福社会連絡会
仁部 一布	古賀市民生委員・児童委員協議会
松澤 麻美子	福岡県弁護士会
村山 浩一郎 (○)	福岡県立大学
安松 聖高	粕屋医師会
山本 裕子	粕屋保健福祉事務所

◎：委員長、○：副委員長

(任期：令和5(2023)年5月16日～令和6(2024)年5月31日)

3. 古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会の開催状況

年月日	概要
令和4(2022)年12月16日 ～令和5(2023)年1月31日	古賀市地域福祉計画アンケート調査
令和5(2023)年5月16日	第1回古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会
令和5(2023)年7月18日	第2回古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会
令和5(2023)年8月29日	第3回古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会
令和5(2023)年9月28日	第4回古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会
令和5(2023)年10月25日	第5回古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会
令和5(2023)年11月13日	第6回古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会
令和6(2024)年1月10日 ～令和6(2024)年2月9日	パブリック・コメント実施
令和6(2024)年 月 日	第7回古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会

4. 用語集

	用語名	説明	主な掲載ページ
あ 行	アウトリーチ	支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。	63
	あんしん生活サポーター	高齢や障がいのために生活管理能力が低下した人に対し、相談援助を行い、社会生活における意思決定を支援するサポーター。	42
	井戸ばた座談会	地域住民等を対象として地域で暮らしていく上での課題をみんなで共有し、解決方法を考えていく座談会。	18
	いのち輝くまち☆こが	毎年12月の人権尊重週間中に開催している人権啓発を目的とした市民のつどい。	41
	いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）	「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざすため、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進し、そのために必要なあらゆる関係者との協働を模索しつつ、効果的かつ効率的に事業を推進するための研究や検証を行う指定調査研究等法人。	71
	NPO	Non Profit Organizationの略。「民間非営利組織」と訳される。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、さまざまな分野における営利を目的としない住民の自発的意思による活動団体。	6
か 行	LGBTQ	代表的な性的マイノリティの頭文字をとって作られた言葉で、レズビアン（Lesbian：女性同性愛者）、ゲイ（Gay：男性同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender：心と体の性が異なる人）、クィアまたはクエスチョニング（Queer/Questioning：性的指向・性自認が定まらない人）を指す。	41
	介護予防サポーター	地域のつどいの場や高齢者施設等での運動や音楽等の活動を、自身の生きがいや介護予防を促進するために、経験や能力を発揮して支援する人。	44
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置づけられる人。	77
	権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理でその権利やニーズ獲得を行うこと。	58
	古賀市総合防災マップ	災害に関する情報を提供し、事前の備えに役立てていただくことを目的に作成したもの。災害に対する日ごろからの備えや被害が想定される場所、避難時の心得などを記載したマップ。	50

用語名		説明	主な掲載ページ
か行	子育て世代包括支援センター	母子保健法に基づき市町村が設置するもので、妊娠・出産から乳幼児期まで、あらゆる相談を受け付けるワンストップ窓口。	55
	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助等を組み合わせ、新たなしくみづくりに向けた調整やコーディネートを担う専門職。	45
さ行	再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく計画で、犯罪をした者が再び罪を犯すことのないよう、社会復帰に繋げるための施策等を示した計画。	55
	支援者連携会議	高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮、CSWなど既存の相談支援を行う関係機関が、世代や属性を超えて個人・世帯の課題解決に向けた一体的な支援を行うため、支援の調整、支援プランの適正の協議・評価を行うことを目的とした会議。	49
	自主防災組織	地域住民による任意の防災組織で、主に自治会（行政区）等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。	50
	シニアクラブ	地域の高齢者が互いに親睦を深め、さまざまな社会参加活動に加わることで、生きがいづくりを促進することを目的とした団体。平成29（2017）年4月に、「老人クラブ」から名称変更した。	47
	市民後見人	自治体等が行う研修により、成年後見に関する一定の知識や技術、姿勢を身に付け、後見活動を行う一般市民のこと。市民後見人は、家庭裁判所からの直接選任や、家庭裁判所から選任された法人が行う後見活動の一部を担う等により、本人に代わり財産の管理や介護サービスの契約等を行う。	67
	市民生活支援員	古賀市社会福祉協議会が行う安心生活サポート事業、日常生活自立支援事業、法人後見事業等において、市民の立場で相談援助サービスや金銭管理サービス等の支援を行う人。	42
	社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域福祉の向上に取り組んでいる。	6
	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。	56
	身体障がい者手帳	身体障がいのある人の自立や社会活動の参加を促し、支援することを目的として、身体障がい者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満はその保護者）の申請に基づいて交付される手帳。	16

用語名		説明	主な掲載ページ
さ 行	スクールカウンセラー	学校において、児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う心理職専門家。臨床心理士等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者が従事する。	78
	スクールソーシャルワーカー	社会福祉士等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれたさまざまな環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒への支援を行う専門家。	78
	生活支援 コーディネーター（SC）	高齢者における介護予防や日常生活の充実を図ることを目的として、地域支え合いネットワーク（協議体）と連携し、地域ニーズの把握、サービス提供者の確保およびマッチング等を行う者。	45
	生活保護	さまざまな理由により生活に困窮している人々に対して、生活保護法により、憲法が定める健康で文化的な最低限度の生活を保障し、積極的にそれらの人々の自立した生活ができるよう援助する制度。	16
	精神障がい者保健福祉手帳	一定の精神障がいの状態にあることを認定する手帳。精神障がいの者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている人には、さまざまな福祉サービス等を受けられる。	16
	成年後見制度	精神の障がい（知的障がい・精神障がい・認知症等）により判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、援助者（後見人・保佐人等）を付ける制度。	65
た 行	ダブルケア	晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に担う状況のこと。	36
	地域ケア会議	保健・医療・福祉・介護など多職種の専門職が関わり、個別ケースの支援内容の検討による課題解決を出発点として、抽出した地域課題を地域づくりや政策形成に結び付けていくことで地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進を行うことを目的とした会議。	49
	地域支え合いネットワーク （協議体）	自治会、ボランティア、民生委員等地域活動の担い手で構成し、生活支援コーディネーターと連携し支え合いによる高齢者支援を推進する。	21
	地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援を、継続的かつ包括的に提供する仕組み。	4
	地域包括支援センター	高齢者のさまざまな相談に対応する総合相談窓口としての機能を持ち、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止などさまざまな課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していくことをその主な業務とする。	55

用語名		説明	主な掲載ページ
た 行	つどいの場	古賀市における「つどいの場」は、国が「通いの場」として次の要件で定義しているものと同じ。古賀市は、住民が主体的な意思をもって集うことをめざしているため「つどいの場」と称している。 【国の通いの場の定義】 介護予防に資する住民主体の通いの場として、市町村が把握しているもののうち、次の①～④の全てに該当し、当該年度において活動実績があったもの。 ①体操や趣味活動等を行い、介護予防に資すると市町村が判断する通いの場であること。 ②通いの場の運営主体は、住民であること。 ③通いの場の運営について、市町村が財政的支援を行っているものに限らないこと。 ④月1回以上の活動実績があること。	26
	つながりひろば (市民活動支援センター)	公益のために活動する市民活動団体、またはこれから活動したいと思う市民の支援を行う施設。	42
な 行	日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業。	59
	認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。日常生活の中で、何かを特別に行うのではなく、認知症の人や家族の気持ちを理解するよう努め、声かけ等自分のできる範囲で手助けを行う。	32
は 行	8050（はちまる ごまる）問題	主に50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っている状態。ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題で、経済難から起こる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。	36
	パブリック・コメント (意見公募手続)	行政機関が命令等（政令、省令等）を制定するに当たって、事前に命令等の案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集する手続き。	9
	避難行動要支援者	高齢者や障がい者など特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。	49
	ふくおかライフ レスキュー事業	福岡県の社会福祉法人が、「生活困窮」「社会的孤立や孤独」「心身の障がいや不安」「社会的排除や摩擦」といったさまざまな生活問題・地域課題に対し、連携して取り組む相談・支援事業。	34
	福祉会	一人暮らし高齢者の見守り活動や、公民館を中心としたつどいの場（サロン活動）づくり等を行う地域住民組織。	47

用語名		説明	主な掲載ページ
は 行	ヘルス・ステーション	健康チャレンジ10か条を取り入れた活動を通して、地域住民の健康づくりと介護予防を推進する場。	32
	法人後見	後見人が法人である場合。	59
	保護司	保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察官と協力して主に保護観察、生活環境調整、犯罪予防活動といった活動を行う。	57
ま 行	民生委員・児童委員	「民生委員」は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う非常勤の地方公務員。また、民生委員は「児童委員」も兼ね、地域の子どもたちを見守るとともに、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関するさまざまな相談に応じ支援を行う。	47
や 行	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。	54
ら 行	療育手帳	知的障がいがあると判定された人に交付される手帳。療育手帳をお持ちの人は、さまざまな行政サービスを受けることができる。	16